

目標・事業計画策定から情報公開までの項目整理

—— P D C Aサイクルを意識した学校運営 ——

平成25年度「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」
「観光分野における教育認証のための情報公開ガイドライン開発と
横断的教育教材の開発」

はじめに

専修学校の学校評価については、平成19年に学校教育法及び学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

しかしながら、平成24年度に行われた調査（文部科学省委託事業「専修学校の質保証・向上に資する取組みの実態に関する調査研究」）によると、学校評価、情報公開ともに十分な取組みが進んでいない実態や、様々な課題が存在する現状が確認された。

このような状況の中で、文部科学省は平成25年3月に「専修学校における学校評価ガイドライン」を取りまとめ、学校評価の目安となる事項を示すとともに専修学校全体の質保証・向上に対する取組みの充実・促進を図っている最中である。

本ガイドラインは、文部科学省が取りまとめた「専修学校における学校評価ガイドライン」を参考に、専修学校が関係業界等からのニーズを踏まえた教育活動等の評価や情報公開に関する項目を整理・提供し、教育の質の改善・向上や社会に対する説明責任の体制整備の一助となることを期待したい。

具体的な項目としては、以下の5つの項目を軸に、計画段階から評価段階までのそれぞれの評価指標やアウトプット、アウトカムについて言及している。

1. 教育の質の向上に関する事項
2. 業務運営の改善および効率化に関する項目
3. 財務内容の改善に関する項目
4. 自己点検および学校関係者評価並びに情報公開等に関する項目
5. その他業務運営に関する項目

なお、本書は教育活動等の評価や情報公開に関する項目を整理・提供し、学校の教育活動を支援するものであるが、観光業界と学校との連携の在り方や諸外国教育機関との連携の在り方等の課題や具体的に本書を活用したモデル事例や具体的なフォーム集が不足していることから、引き続き、本書を継続的に見直すことが必要である。本書の更なる充実に向けて、関係者の皆様からの提言を期待する。

目 次

I 学校の基本項目の確認と再考	1
1. 基本理念（建学の精神・学校理念）の確認と再考	1
2. 教育理念の確認と再考	1
3. 教育目標を策定する	2
II 中期事業計画を策定する	3
1. 教育の質の向上に関する項目	4
《教育関連事項》	4
(1) 人材育成方針	4
(2) 学生受入方針	4
(3) 教育の内容	5
(4) 教育の推進体制	5
(5) 学生への支援	6
《産業界との連携に関する事項》	6
(1) 連携および協力量針	6
(2) 連携・協力の内容	7
(3) 連携・協力の推進体制	7
《社会貢献に関する項目》	7
(1) 社会貢献の方針	8
(2) 社会貢献の内容	8
(3) 社会貢献の推進体制	8
《国際化に関する項目》	8
(1) 教育の国際化の方針	9
(2) 教育の国際化の内容	9
(3) 教育の国際化の推進体制	9
《FD（教育力開発）に関する事項》	9
(1) FD（教育力開発）の方針	10
(2) FD（教育力開発）の内容	10
(3) FD（教育力開発）の推進体制	10
《施設・設備に関する項目》	11
(1) 施設・設備投資および整備の方針	11
(2) 施設・設備投資および整備の内容	11
(3) 施設・設備投資および整備の推進体制	11
2. 業務運営の改善および効率化に関する項目	12
《組織運営とガバナンスに関する事項》	12

(1) 組織運営とガバナンス向上の方針	12
(2) 組織運営とガバナンス向上の内容	12
(3) 組織運営とガバナンス向上の推進体制	12
《人材育成に関する項目》	13
(1) 人材（教職員）育成の方針	13
(2) 人材（教職員）育成の内容	13
(3) 人材（教職員）育成の推進体制	13
《効率的な運営に関する項目》	14
(1) 業務改善や効率化の方針	14
(2) 業務改善や効率化の内容	14
(3) 業務改善や効率化の推進体制	14
3. 財務内容の改善に関する項目	15
《外部資金の確保に関する項目》	15
(1) 寄付金・奨学資金等の獲得の目標	15
(2) 研究開発費・委託事業費（公的・産業界との連携）等の獲得の目標	15
《効率的な専門学校運営の推進に関する項目》	16
(1) 事業収入減少防止の目標	16
(2) 省エネや経費削減の目標	16
(3) 資源の有効活用 of 目標	16
4. 自己点検および学校関係者評価並びに情報公開等に関する事項	17
(1) 教育事業の改善・改革につなげる目標	17
(2) 経営者や教職員の意識改革につなげる目標	17
《戦略的広報の展開に関する項目》	18
(1) 学校のプレゼンス、ブランドアップにつなげる目標	18
(2) 学校関係者への情報提供・共有に対する目標	18
5. その他業務運営に関する項目	19
《法令遵守や人権尊重等の徹底に関する項目》	19
(1) 法令遵守や人権尊重等の徹底に関する取組みの方針	19
(2) 法令遵守や人権尊重等の徹底に関する取組みの内容	19
(3) 法令遵守や人権尊重等の徹底に関する取組みの推進体制	20
《安全管理（情報管理等も含む）および危機管理体制の構築に関する項目》	20
(1) 安全管理および危機管理体制の構築に関する取組みの方針	20
(2) 安全管理および危機管理体制の構築に関する取組みの内容	20
(3) 安全管理および危機管理体制の構築に関する取組みの推進体制	21
《他の教育機関（大学、専門学校、高校等）との連携に関する項目》	21
(1) 他の教育機関（大学、専門学校、高校等）との連携に関する取組みの方針	21
(2) 他の教育機関（大学、専門学校、高校等）との連携に関する取組みの内容	21

《支援組織の構築に関する項目》	22
(1) 支援組織の構築に関する取組みの方針	22
(2) 支援組織の構築に関する取組みの内容	22
(3) 支援組織の構築に関する取組みの推進体制	22
III 年度の目標・計画を策定する（学部・学科・コース）	23
年度計画指標・アウトカム・アウトプットチェックリスト	24
IV 中期計画・年度計画の実施	37
年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討表	38
V 点検と評価	47
1. 実行過程および結果の点検と評価	47
2. 学校関係者評価および評価結果レビュー	47
3. 戦略的な広報と情報公開	47
VI 改 善	48
1. 評価の確認	48
2. 改善への取組み	48
資 料 集	49

I

学校の基本項目の確認と再考

1. 基本理念（建学の精神・学校理念）の確認と再考

「建学の精神や学校の理念」は、設置者等が学校を設置するに当たり、教育に関する崇高な目標や学校の使命や社会的貢献等の学校の根本的な方向性を示します。

本来、「建学の精神や学校の理念」は、設立当初の考えが脈々と継続されて行くものであるために、一度定めた内容を再度検討し直すことは、あまり適切とはいえません。しかし、社会情勢や地域のニーズに見合った人材をフレキシブルに供給することが学校の存在意義と直結するため、時代変化に合わせた適切な方向性を打ち出す必要があります。

【確認・再考のポイント】

- * 学校が目指すべき崇高な目標や使命が明確にされていること
- * 建学の精神や学校の理念が誰にでも理解しやすい言葉で説明されていること
- * 学校経営組織、教職員、在学生、保護者、高校、入学希望者、業界等、地域等に適切な方法で情報提供され、理解されていること

2. 教育理念の確認と再考

教育事業を行うにあたって、その方向性、内容、方法、目標、社会への貢献等の教育活動全体の基本的な考え方を示すものです。

教育理念は、教育目標や計画を策定する際に最も重要なもので、時代や社会の変化や要請に合わせて適切なものを的確かつ明確に定義するようにします。

【確認・再考のポイント】

- * 建学の精神や学校理念の精神を達成するための、教育活動の基本的な方向性や目標が明確に設定されていること
- * 教育理念が誰にでも理解しやすい言葉で説明されていること
- * 学校経営組織、教職員、在学生、保護者、高校、入学希望者、業界等、地域等に適切な方法で情報提供され、理解されていること

3. 教育目標を策定する

教育理念にもとづき、教育の目的、育成人材像、特色、将来構想、専門分野の特性等を明確にし、教職員、学生、保護者、業界、地域等に対して説明・理解を求めるためのものです。

観光業界は社会情勢や自然災害等の要因で、人材ニーズが刻々と変動することもあり、定期的に目標や計画の見直しを行う必要があります。

【確認・再考項目】

- * 教育の目的が明確にされていること
- * 育成すべき人材像が明確に定められていること
- * 職業教育の特色が明確にされていること
- * 専門分野の特性が明確にされていること
- * 社会のニーズや情勢変化を踏まえた将来構想等を抱いていること
- * 誰にでも理解しやすい言葉で説明されていること
- * 学校経営組織、教職員、在学生、保護者、高校、入学希望者、業界等、地域等に適切な方法で情報提供されていること

II

中期事業計画を策定する

学校の教育目標を達成するために、3年から5年程度の中期的な目標や事業計画を学校(学部、学科、コース)ごとに策定します。

目標や計画策定にあたっては、社会情勢や環境の変化等を反映して、常に適切な内容であるよう留意します。

中期計画期間の終結年度に入る段階では、次期中期目標や計画を策定し、新たな目標のもとに計画が継続されるよう留意します。

目標や計画策定は、最終年度まで各年度計画や具体的な施策、担当部署と責任者、達成指標等を設定します。

計画や施策、達成指標の策定には、関係する教職員(担当部署と責任者)の積極的かつ主体的な参加が必要です。学校の将来展望から計画の実行、点検等へスムーズに展開するためにもメンバーは慎重に選任します。

毎年度の点検・評価での見直し内容や計画の進捗状況等に合わせて、計画や達成指標等は適切な内容に修正することも重要となります。

策定された目標・計画および施策や達成指標、担当部署は、実行することによって得られるアウトプット・アウトカム等とともに出来る限り判りやすく公開すべきですが、何をどのように公開するか戦略的によく検討して行うことが重要です。

■ 中期計画は、以下の項目によって構成される。 ■

1. 教育の質の向上に関する事項
2. 業務運営の改善および効率化に関する項目
3. 財務内容の改善に関する項目
4. 自己点検および学校関係者評価並びに情報公開等に関する項目
5. その他業務運営に関する項目

【計画のポイント】

- * 学部・学科ごとに目標・目的が明確に定められ、具体的になっていること
- * 学部・学科ごとに職業教育の特色、専門分野の特性が反映されていること
- * 社会・業界のニーズ等を踏まえた構想が設計されていること
- * 計画策定に当たって学校関係者委員会が積極的に関与していること
- * 学内組織として適切に位置づけられていること
- * 学校関係者に共有・周知されていること
- * わかりやすい言葉で説明されていること
- * 各事項についての情報発信の範囲や方法が定められていること

1. 教育の質の向上に関する項目

観光業界に携わる者としてどのような人材を輩出したいのかをベースに、入学者受入に関する基本方針（アドミッションポリシー）、教育課程編成等に関する基本方針（カリキュラムポリシー）、卒業認定、専門士授与に関する基本方針（ディプロマポリシー）を定め、その推進方法や学生支援の目標を設定します。

中期目標で定めたアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを実現するための具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、達成指標、担当部署と責任者等を設定します。

以下は、その具体的な検討項目のポイントです。

《教育関連事項》

(1) 人材育成方針

どのような人材を育成しようとしているのか（育成人材像）を明らかにする。

職域・職種等の教育の特色、専門分野の特性や社会・業界のニーズ等を踏まえて計画します。

企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行うよう計画します。

目標達成指標を当っては、卒業生の技能・知識や仕事に取り組む姿勢等を、卒業生の就職先企業にヒアリングして、評価をまとめること等も取り入れます。

【アウトプット例】

- * カリキュラムポリシー
- * ディプロマポリシー
- * 企業等が委員として参画する教育課程編成委員会の設置
- * 活動計画
- * 教育課程編成スケジュール

(2) 学生受入方針

どのような入学者を、どのような方法で受け入れるかを計画します。

入学を許可する志願者に求める知識や心構えを確認する方法（入学選考方針・内容）やその告知方法、志願者募集活動内容を計画します。

専門教育においては職業適性が知識・技能の修得の成否に大きく影響するので、高校との連携や入学選考時の職業適性チェックに関する施策やまた、入学決定者の入学前教育等の計画や施策も重要です。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 入学案内・志願書類等の配布数
- * 学校訪問者数
- * 志願者数
- * 入学者数
- * 入学選考結果（調査書、小論文、学科、面接、職業適性検査等の成績）
- * 入学前教育受講者数とレベル

(3) 教育の内容

教育の内容、方法（授業・学習への積極的・能動的な参画を促すもの等）の中期的な目標を設定します。

成果（進級・卒業時における人間力、知識や技術力の到達レベルおよび到達度）について目標を設定します。

教育プログラム、授業方法、クラス設定と教員配置、科目間連携、理解度確認と理解不足者フォロー等、目標とする人材を育成するための教育内容の充実を目指した計画を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 科目毎の授業内容平均理解度
- * 課題平均提出数や平均提出率
- * 授業外学習平均時間数・時間数分布
- * 資格試験合格者数・合格率等
- * 学科ごとのカリキュラム
- * 各科目のシラバス
- * ルーブリック

(4) 教育の推進体制

教育の効果的な実施、評価や質保証および教育改善をどのような体制で推進するかを計画します。

クラス運営、教職員連携、チュートリアル制度の構築等、教育内容の充実を推進するための計画や施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 授業毎の出席率・出席度数分布
- * クラス定員
- * 科目受講者数
- * 授業満足度
- * 学生ポートフォリオ

(5) 学生への支援

学生の学習や活動に対する支援をどのように行うか計画します。

授業フォロー、授業外学習への対応、就職・進学指導、奨学対策、キャンパス生活やサークル活動への支援等、教育内容および学生生活の充実を推進するための計画や施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 学内滞在時間分布
- * 学生生活満足度
- * 就職（専門職種）内定率
- * 進級率・卒業率・退学率
- * 教員一人当たりの学生数
- * チュートリアル報告

《産業界との連携に関する事項》

企業で必要とされている知識や技能等を教育するプログラムの開発・改訂や、効果的な教育活動（学生のインターンシップや教員の実務技術研修、社員講師派遣等を含む）への産業界からの協力内容の目標等を取りまとめます。

産業界との連携に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を決定します。

(1) 連携および協力方針

教育の質向上のために、産業界との連携や協力関係をどのように活用したいかを計画します。

連携や協力を依頼できる企業・団体の組織化および連携・協力方針やテーマ設定等について、具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 連携する企業・団体数
- * 連携・協力テーマ数
- * 連携の基本方針

(2) 連携・協力の内容

教育の質向上のために、産業界と何を連携し、協力するかを計画します。

実社会のニーズに直結する教育プログラムの開発・改訂や、実務教育に効果的な活動（学生のインターンシップや教員への実務技術研修、社員講師派遣等）等、産業界との連携・協力で教育内容の向上が図れるものについて、具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 開発プログラム数
- * 企業からの派遣講師授業担当数
- * インターンシップ受入企業数
- * 教育プログラムや教材
- * インターンシッププログラム

(3) 連携・協力の推進体制

産業界との連携にどのように取り組むかを明確にします。

連携・協力内容を実現するための組織構築や運営方法、役割等について、具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 企業連携教育プログラム受講者数
- * インターンシップ参加者数
- * 教育課程編成委員会への企業・団体の参画
- * 教育課程編成に活かされた意見報告書

《社会貢献に関する項目》

社会貢献プログラムの開発・提供、社会貢献プログラムへの学生・教職員参加の支援・推進等に関する目標を設定します。

具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 社会貢献の方針

教育の質向上のために社会貢献活動をどのように活用するか計画します。

目標とする社会貢献活動の方針やテーマについて、具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 連携する団体数
- * 社会貢献活動テーマ数
- * 社会貢献活動指針

(2) 社会貢献の内容

どのような社会貢献活動を目指すのかを設定します。

社会貢献プログラムの開発・提供等に関する具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 開発・提供プログラム数
- * 参加者の満足度
- * 社会貢献プログラム
- * 協力機関ネットワークとの関係構築

(3) 社会貢献の推進体制

どのように社会貢献活動に取り組むかを計画します。

社会貢献プログラムの開発や学生・教職員参加等を支援・推進する具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * プログラム参加者数・参加リピート数
- * 社会貢献プロジェクト等が学内に継続的に立ち上がること

《国際化に関する項目》

グローバル人材育成、海外からの留学生の受入、海外への留学生の送出、海外の教育機関・団体・企業との連携・提携等に関する目標の設定を設定します。

国際化に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 教育の国際化の方針

目指す方向はどのようなものを設定します。

グローバル人材育成教育プログラムの開発、海外からの留学生の受入、海外への留学生の送出、海外の教育機関・団体・企業との連携・提携等、自校に合った教育の国際化の目標・方向を具現化するための方法について、具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * グローバル人材育成指針

(2) 教育の国際化の内容

国際化の目指す内容はどのようなものを計画します。

目標とした国際化の内容を実現するための具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * グローバル人材育成教育プログラム数
- * 留学生数（入出）
- * 連携・提携の海外教育機関数
- * 海外教育機関等との協定書

(3) 教育の国際化の推進体制

目標とした国際化の内容を実現するための組織や体制、公的プログラム等への参画等について具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 推進スタッフ数
- * 啓蒙活動数
- * 公的プログラムへの参画数
- * グローバル人材育成推進室の設置

《FD（教育力開発）に関する事項》

教員の教育力向上や新しい知識・技術の獲得等の目標を設定します。

FD（教育力開発）に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) FD（教育力開発）の方針

FDの目指す方向はどのようなものを計画します。

教員の教育力開発や新しい知識・技術の獲得等の方法について、具体的な計画と施策を策定します。

特に、社会情勢が天災等が直結する分野であるので、教育の特色、専門分野の特性や社会・業界のニーズ等を常に意識する必要があります。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 教員の研修・研究の基本方針

(2) FD（教育力開発）の内容

FD（教育力開発）の目指す内容はどのようなものを計画します。

目標とした教員の教育力開発や新しい知識・技術の獲得等を具現化するための内容について、具体的な計画と施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 集合研修プログラムの自校実施数
- * 外部研修参加数
- * 受講学生の授業理解度・満足度の向上指数
- * 研修経費予算額の計上
- * 教員の研修・研究に関する諸規定

(3) FD（教育力開発）の推進体制

FD（教育力開発）に取り組む教員の支援や推進組織・体制について、具体的な計画と施策を策定する。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 推進スタッフ数
- * 啓蒙活動数
- * 教員個人の目標・評価シートの提出率
- * 集合研修プログラム参加数・参加率
- * 教員個人の目標・評価シート
- * 教員ポートフォリオ

《施設・設備に関する項目》

教育および実習環境の整備は、教育活動を支える基盤であることを認識して、教育効果の向上を目的に目標を設定する必要があります。

中期目標で定めた施設・設備に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 施設・設備投資および整備の方針

施設・設備投資の目指す方向はどのようなものを計画する。

技術革新スピードに遅れないことおよび実技学習機会の十分な提供、教育効果の向上を目的に、優先順位を意識した教育環境の改善を目指す具体的な計画と施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 施設設備整備指針

(2) 施設・設備投資および整備の内容

施設・設備投資の目指す内容はどのようなものを計画する。

質量共に適切で、費用対効果の高い調達と整備を実現するための具体的な計画と施策を策定する。

【達成指標・アウトプット例】

- * 実習プログラムの実習適応率
- * 減価償却残
- * 施設設備整備実績書
- * 資産台帳の改訂

(3) 施設・設備投資および整備の推進体制

調達や整備活動を推進する組織構築や運営方法について、具体的な計画と施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 学生一人当たりの施設・設備利用時間数
- * 専門分野の図書保有数
- * コストパフォーマンス
- * 施設・設備整備委員会の設置

2. 業務運営の改善および効率化に関する項目

組織の活性化は事業活動の成果に直結するものから、組織の形態や責任体制、ガバナンスに関する目標設定は重要です。

組織運営に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

《組織運営とガバナンスに関する事項》

(1) 組織運営とガバナンス向上の方針

組織、責任体制や統治機能の目指す方向はどのようなものを計画します。

組織の形態や責任体制、ガバナンスに関する目標を達成するための具体的な計画と施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

* 組織運営指針

(2) 組織運営とガバナンス向上の内容

組織、責任体制や統治機能の目指す内容はどのようなものを計画します。

組織の形態や責任体制、ガバナンスの内容を具現化するための計画と施策を策定する。

達成指標としては、総合的な中期計画・年度計画達成率、事故・事件数やその重大度率等が考えられる。

実行によるアウトプット・アウトカムとして、組織表や業務分掌・職務権限規程等の改訂等が挙げられる。

(3) 組織運営とガバナンス向上の推進体制

組織、責任体制や統治機能の明確化、向上にどのように取り組むのか。

法人本部や総務・経営企画の強化、健全な組織運営を目指した体制構築のための具体的な計画と施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

* 法人組織図

* 業務分掌

《人材育成に関する項目》

人材の優秀さ、高いモチベーションは、強力な組織を構築するキーとなることから、どのような人材が必要かを考えて、採用から育成までの目標を設定します。

人材の成長と定着は組織に活力をもたらし、事業の健全発展に欠かせないものですので、慎重かつ具体的に計画や施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 人材（教職員）育成の方針

教員や職員の人材採用から育成について目指す方向はどのようなものを計画します。

人材の採用も含めて、キャリア開発を目指した人材の育成や異動、目標管理を通じた自己成長支援等の方針を実行する具体的な計画と施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 人材育成指針

(2) 人材（教職員）育成の内容

教員や職員の人材育成について目指す内容はどのようなものを計画します。

教職員個々のキャリアパスを意識した各階層の育成研修や、個人目標マネジメントを利用した自己成長支援の実施等、人材育成の成果を出すための計画と施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 個人目標平均達成率
- * キャリア教育プログラム参加率
- * 個人目標管理シート
- * キャリア計画シート
- * 職員ポートフォリオ

(3) 人材（教職員）育成の推進体制

教員や職員の人材育成にどのように取り組むのかを計画します。

人事部門強化や外部の人材育成機関との連携等、人材育成推進の具体的な計画と施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 個人別のキャリア教育プログラム提供数
- * 人事部門の個人面談数

《効率的な運営に関する項目》

学務や教務等における効率的できめ細かい仕事の進め方等についての目標設定を行います。
事務処理等の生産性効率を高め、できるかぎり学生や父兄、入学志願者等との対応時間を増やすことが重要です。

目標で定めた効率的な運営に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 業務改善や効率化の方針

業務改善や効率化について目指す方向はどのようなものかを計画します。

業務改善や効率化には、IT化や業務フローの見直し、BPO（事務処理アウトソーシング）の利用等多くの選択肢や手法がありますので、具体的かつ適切な方針を設定します。

【達成指標・アウトプット例】

* 業務運営指針

(2) 業務改善や効率化の内容

業務改善や効率化について目指す内容はどのようなものかを計画します。

業務改善や効率化の成果を出すための手段・内容に関して、具体的な計画と施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

* 教職員が事務処理にかける総時間数

(3) 業務改善や効率化の推進体制

総務部門の強化や人事部門との連携等、業務改善や効率化の推進に関わる計画と施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

* 事務部門の平均残業時間数

* 有給休暇消化率

3. 財務内容の改善に関する項目

《外部資金の確保に関する項目》

学費以外の収入源の確保は、学校への帰属意識向上や、研究開発等へのモチベーションアップ等にもつながることから、継続的な目標設定が望まれます。

外部資金の確保に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 寄付金・奨学資金等の獲得の目標

どのような事業のために、どの程度の金額を、どのような方法・責任体制で集めるのかを計画する。

施設・設備の整備や奨学金制度、留学支援等の充実のために寄付を集めることは、学納金への依存を低くするためにも、寄付者の学校運営への関心を高めるためにも重要です。継続的な寄付獲得のための計画および施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 寄付者数
- * 寄付金総額
- * 寄付金募集および運用指針

(2) 研究開発費・委託事業費（公的・産業界との連携）等の獲得の目標

どのような目的のために、どのような性格の資金を、どのような方法で獲得するのかを計画します。

文部科学省を始めとする公的な委託事業の受託や、産業界との共同研究等の実施は、担当する教員のレベルやモチベーションアップ、学校のプレゼンス向上等につながります。積極的に委託事業の獲得のための計画および施策を策定するようにします。

【達成指標・アウトプット例】

- * 事業受託プロジェクト数
- * 参画教員数

《効率的な専門学校運営の推進に関する項目》

退学数の改善等による学費収入減少防止や資源の有効利用やムダの排除、省エネ等によるコストカットは、財務改善の大きな柱になることから、継続的な目標設定が必要です。

目標で定めた効率的な専門学校運営の推進に関して具体的な計画(人・組織・投資を含む)、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 事業収入減少防止の目標

事業収入が減少するリスクへの対策として、どのような目標を設定するのか計画する。

入学辞退や退学の発生は、見込んでいた学費収入の減少につながります。学費分割納入制度や金融機関との提携による学費ローン制度のような経済的理由による学業継続困難者支援等、事業収入減少防止のための計画および施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 入学辞退者数
- * 退学者数
- * 学費分割納入制度利用者数
- * 学費ローン制度利用者数

(2) 省エネや経費削減の目標

事業運営におけるムリ・ムダの排除や省エネルギー対策に関して、どのような目標を設定するか検討します。

事業運営におけるムリ・ムダの排除、学生募集活動の効率化や施設・設備の省エネ対応等による経費削減を目指す計画および施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 志願者一人当たりの広告宣伝費
- * 学生一人当たりの年間電気・ガス・水道使用量

(3) 資源の有効活用の目標

人材、施設・設備、資金、情報の効率的・重層的な活用に関して、どのような目標を設定するのか検討します。

人材、施設・設備、資金、情報等、資源の効率的・重層的な活用に関して、具体的な計画および施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 施設・設備の稼働率

4. 自己点検および学校関係者評価並びに情報公開等に関する事項

点検・評価を教育事業の改善・改革および経営者や教職員の意識改革につなげていくための目標を設定します。

目標で定めた自己点検および学校関係者評価に関して具体的な計画(人・組織・投資を含む)、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

専修学校は、職業に必要な実践的かつ専門的な能力の育成が求められることから、職業に関連した企業や団体との密接な連携を取り、積極的に参画した学校関係者評価の計画が必要となります。

(1) 教育事業の改善・改革につなげる目標

点検・評価をどのように教育事業の改善・改革につなげていくか、その目指す方向および内容、推進体制についての目標はどのようなものかを検討します。

教職員全員が目的を理解し主体的に関与して実施する自己点検・評価と、企業等が積極的に参画した学校関係者評価が、大きく教育事業の改善・改革につながることから、教職員をはじめ学校関係者を巻き込んで、効率的に実施できる計画および施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 自己点検・評価および学校関係者評価の基本方針および実施計画書
- * チェックリスト
- * 評価レポート

(2) 経営者や教職員の意識改革につなげる目標

点検・評価をどのように経営者や教職員の意識改革につなげていくか、その目指す方向および内容、推進体制についての目標はどのようなものかを検討し、設定する。

評価や分析の結果が経営者や教職員の意識改革につながり、教育事業の改善・改革の推進を加速することが重要です。

経営者や学内関係者への自己点検・評価および学校関係者評価のレビュー、学校関係者評価等を有効利用した意識改革のための計画および施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 自己点検・評価および学校関係者評価のレビューの実施計画書
- * 会議議事録

《戦略的広報の展開に関する項目》

情報を如何にブランドアップにつながるように公開するか、また全学校関係者で共有するか、プラス思考での目標設定が重要である。

目標で定めた戦略的広報の展開に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 学校のプレゼンス、ブランドアップにつなげる目標

情報公開をどのように学校のプレゼンスやブランドアップにつなげていくか、その広報の目指す方向および内容、推進体制についての目標はどのようなものかを設定します。

教育活動から得られる情報やデータは、その公開の仕方によって、学校や教育事業の理解を促すために強力な資源となります。学校のプレゼンスやブランドアップのツールとなるよう、メディアの選択や活用方法、情報提供の仕方等、戦略的な広報展開の計画や施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * Webサイト訪問数
- * パブリックメディアへの掲載数
- * 地域での知名度
- * 学校広報指針

(2) 学校関係者への情報提供・共有に対する目標

教育活動に関わる情報をどのように学校関係者に提供し共有させるのか、その広報の目指す方向および内容、推進体制についての目標はどのようなものかを設定します。

学校関係者（経営者、教職員、卒業生、学生、志願者、高校、企業、地域関係者等）が、教育事業の目標や計画・施策を共有し、その実行結果や評価を正確に把握することは、事業活動の正常な展開につながります。特に、企業等との連携による実践的な職業教育を行うにあたって、企業等関係者の理解を深め、連携・協力関係を強化するためにも、学校関係者への積極的な情報提供・共有を推進する計画や施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 学校関係者の情報確認
- * 理解度チェック結果
- * 学校関係者に対する情報提供の基本方針
- * 情報提供の状況および公開方法

5. その他業務運営に関する項目

《法令遵守や人権尊重等の徹底に関する項目》

事故が生じたときの信用失墜が大きいことから、対策に関する目標を設定しておくことは重要なことです。目標で定めた法令遵守や人権尊重等の徹底に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 法令遵守や人権尊重等の徹底に関する取組みの方針

リスク対応に関する目標はどのようなものかを検討し設定する。

業者取引や教職員雇用等における契約の締結と履行、各種法令の遵守、教職員の職場環境向上等は、組織として行わなければならないことです。その徹底のための計画や施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 法令遵守や人権尊重に係るガイドライン
- * コンプライアンス関連規程

(2) 法令遵守や人権尊重等の徹底に関する取組みの内容

リスク対応に関する目標の内容はどのようなものかを検討し計画します。

法令遵守や人権尊重等の実行や、事故・事件の防止、起こった場合のリスク対策のマニュアルや規程等の整備にかかる計画や施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 就業規則
- * 給与規程
- * 文書管理規程等

(3) 法令遵守や人権尊重等の徹底に関する取組みの推進体制

法令遵守や人権尊重等を確実に実行する体制や関係者研修等の実施にかかる計画や施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 事故・事件の数と重大度指標
- * ハラスメント相談室の設置

《安全管理（情報管理等も含む）および危機管理体制の構築に関する項目》

大きな災害やテロ、人為ミス等に起因するリスクへの対策を講じておくことは、事業継続の基本となります。目標で定めた安全管理（情報管理等も含む）および危機管理体制の構築に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定して対応します。

(1) 安全管理および危機管理体制の構築に関する取組みの方針

安全管理および危機管理に関する目標の方向はどのようなものかを検討し設定する。

多くの学生・教職員や個人情報が集まっている学校において、自然災害や学内事故、個人情報漏洩等に対する対策は非常に重要です。労働災害対策も含め、安全管理（情報管理等も含む）および危機管理体制の構築、事業継続（BCP）に関して適切な計画や施策を策定するようにします。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 安全管理および危機管理
- * 安全管理指針
- * 危機管理マニュアル

(2) 安全管理および危機管理体制の構築に関する取組みの内容

安全管理および危機管理に関する内容はどのようなものかを計画する。

安全管理（情報管理等も含む）および危機管理、事業継続を着実に実行するための計画や施策を策定します。

情報管理に関しては、ISMSやPマーク等のISO、JIS規格を活用する方法もあります。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 事業継続計画（BCP）
- * 災害対策マニュアル
- * 緊急連絡システム
- * 情報管理規程

(3) 安全管理および危機管理体制の構築に関する取組みの推進体制

安全管理および危機管理、事業継続の着実な実行のための体制について、具体的な計画や施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 事故・事件の数と重大度
- * 情報セキュリティ委員会の設置

《他の教育機関（大学、専門学校、高校等）との連携に関する項目》

協同研究、スムーズな進学・編入学指導、高専接続教育等において、重要なポイントとなります。目標で定めた他の教育機関との連携に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 他の教育機関（大学、専門学校、高校等）との連携に関する取組みの方針

他の教育機関との連携はどのようなものかを検討し目標を設定します。

高校に対しては主に入学に関して、大学に対しては主に編入学や共同研究に関して、専門学校に対しては主に共同研究に関して連携することが多く見受けられます。何れも、教育の接続や教育プログラムの開発等において、教育事業の向上に繋がるものであり、重要な目的設定となります。

(2) 他の教育機関（大学、専門学校、高校等）との連携に関する取組みの内容

他の教育機関との連携の内容はどのようなものかを検討し、計画する。

他の教育機関との連携に関して、目標とする成果の達成のための計画や施策を策定します。

-----【達成指標・アウトプット例】-----

- * 連携プログラム実施数

《支援組織の構築に関する項目》

後援会や同窓会、父兄会等は、教育活動の支援に大きな役割を果たすものであり、その活動の活性化は重要な目標となります。目標で定めた支援組織の構築に関して具体的な計画（人・組織・投資を含む）、施策、目標指標、担当部署と責任者等を設定します。

(1) 支援組織の構築に関する取組みの方針

どのような支援組織の構築を目指すのかを検討し、目標設定する。

教育活動を支援する組織として、同窓会（卒業生で組織）や後援会（企業、在校生や卒業生の父母で組織）、保護者会（入学志願者や在校生の父母で組織）等があり、各々その目的・役割等を明確にする中で、その組織化等の計画や施策を策定します。

(2) 支援組織の構築に関する取組みの内容

支援の内容をどのようなものにするか検討し、計画する。

各組織の目的・役割等を達成するための事業内容等に関して、計画や施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 各組織の規約や役員組織の整備
- * 活動計画書

(3) 支援組織の構築に関する取組みの推進体制

各組織の構築および活性化を目指した体制作りについて、計画や施策を策定します。

【達成指標・アウトプット例】

- * 支援組織運営推進室

III

年度の目標・計画を策定する（学部・学科・コース）

年度の目標・計画を策定する（学部・学科・コース）

中期目標・計画をベースに、当該年度の目標・計画および施策、達成指標等を、学科ごとに落とし込んで策定します。

目標・計画達成度を高めるためには、目標・計画の策定および取りまとめに際して、関係者の主体的・積極的な参画と、わかりやすく具体的なものに作り上げることが重要です。

前年度の目標・計画の達成状況や点検・評価の結果、および環境・社会ニーズの変化等に合わせ、中期目標や中期計画等を適切な内容に修正するとともに、当該年度の目標・計画や施策、達成指標等にも反映するよう心がけます。

【計画のポイント】

- * 学科ごとに今年度の目標・計画は定められていること
- * 目標を達成するための施策や目標指標が具体的でわかりやすいこと
- * 実行のための体制・組織・責任者が明確であること
- * 予算や工程表が明確であること
- * 組織として適切な位置づけが行われていること
- * 学校関係者（経営者・教職員・学生・保護者・高校・企業・地域関係者等）に共有・周知されていること
- * わかりやすい言葉で説明されていること
- * 情報発信の範囲と方法が明確であること
- * 課題・進捗状況等が適切に点検されていること
- * PDCAサイクルが回され、計画見直しや改善が適切に行われていること

次ページ以降は、年度計画策定に必要と思われる達成を目指す指標およびアウトカム・アウトプットを取りまとめます。

年間計画指標・アウトカム・アウトプットチェックリスト

教育の質の向上に関する事項	
<p>人材育成目標</p> <p><達成目標指標の例></p> <p>目標とする採用された卒業生に対する企業の満足度</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>年度の教育課程編成方針</p> <p>年度卒業認定、進級認定、専門士授与の方針</p> <p>教育課程編成委員会の設置</p> <p>諸規程</p> <p>委員予定者名簿</p> <p>活動計画</p> <p>教育課程編成スケジュール</p>
<p>学生受入目標</p> <p><達成目標指標例></p> <p>入学案内・志願書類等の配布目標数</p> <p>学校訪問者目標数</p> <p>志願者目標数</p> <p>合格者目標数</p> <p>入学者目標数（募集定員）</p> <p>入学前教育プログラム実施目標数</p> <p>入学前教育受講者目標数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>年度入学者受入に関する基本方針</p> <p>入学選考方針（職業適性確認を含む）</p> <p>入学選考内容</p> <p>入学選考内容の告知方法</p> <p>志願者募集活動方針・計画・内容</p> <p>高校等接続教育機関との連携方針</p> <p>学校選択上重要な情報の公開方針</p> <p>入学前教育計画書</p> <p>入学前教育プログラム</p>

<p>教育内容</p> <p><達成目標指標例> 科目毎の授業内容の目標平均理解度 課題等の目標平均提出数・目標平均提出率 授業外学習の目標平均時間数・目標時間数分布 技能検定試験目標合格者数・目標合格率</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例> 年度の教育課程編成方針 各科目のシラバス、教育方法 検定試験等に関する指導体制 各科目のルーブリック、定期・理解度テスト 科目間連携表 クラス設定と教員配置 理解不足者フォロー計画 年度卒業認定、進級認定、専門士授与の方針 成績評価基準 単位認定規程 進級卒業判定基準 進級卒業規程 チュートリアル報告書 学生ポートフォリオ</p>
<p>教育の推進体制構築</p> <p><達成目標指標例> 授業クラス毎の目標出席率・目標出席度数分布 目標とする授業クラス定員 目標とする授業満足度（学生・学校関係者）</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例> 教職員連携教育体制の構築 学生による授業評価制度・仕組み 外部関係者による授業評価制度・仕組み チュートリアル（授業フォロー・授業外学習対応）制度</p>
<p>学生への支援</p> <p><達成目標指標例> 目標とする学内滞在時間分布 目標とする学生生活満足度 目標とする就職（専門職種）内定率 目標とする進級率・卒業率・退学率 目標とする教員一人当たりの学生数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例> 進路（就職・進学）指導室、学生相談室 奨学金制度 福利厚生、健康増進、学生生活の支援制度 社会人学生フォロー体制 卒業生フォロー体制 保護者連携体制</p>

産業界との連携に関する項目

<p>連携および協力方針</p> <p><達成目標指標例></p> <p>連携する企業・団体目標数</p> <p>連携・協力テーマ目標数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>企業等との連携に関する基本方針（連携協定書を含む）</p>
<p>連携・協力内容</p> <p><達成目標指標例></p> <p>開発プログラム・教材の目標数</p> <p>目標とする企業からの派遣講師の授業担当数</p> <p>実技・実習受入企業目標数</p> <p>目標とする企業での実技・実習時間数</p> <p>インターンシップ受入企業目標数</p> <p>実施インターンシッププログラム目標数</p> <p>目標とする教員への実務技術研修時間数</p> <p>目標とする卒業生への再教育プログラム実施数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>連携計画（内容、期間、学習量、教員・企業指導者との連携体制）</p> <p>企業連携で開発する教育プログラムと学習成果評価方法</p> <p>企業連携で開発する教材</p> <p>インターンシッププログラム</p> <p>卒業生への再教育プログラム</p>
<p>連携・協力の推進体制構築</p> <p><達成目標指標例></p> <p>企業連携教育プログラム受講者目標数</p> <p>インターンシップ参加者目標数</p> <p>目標とする教員の実務技術研修プログラム参加数</p> <p>卒業生の再教育プログラム受講者の目標数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>企業連携推進組織の設置</p> <p>教育課程編成委員会の設置</p> <p>規約</p> <p>委員予定者名簿（企業・団体 他）</p> <p>活動計画</p>

社会貢献に関する事項

<p>社会貢献の方針</p> <p><達成目標指標例></p> <p>連携する団体の目標数</p> <p>社会貢献活動テーマの目標数</p> <p>社会貢献活動プログラム参加者の目標数</p> <p>ボランティア活動参加者の目標数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>社会貢献活動指針</p>
<p>社会貢献の内容</p> <p><達成目標指標例></p> <p>社会貢献プログラム開発・提供の目標数</p> <p>教育資源・施設等の地域開放の目標数</p> <p>公開講座・教育訓練等の開講の目標数</p> <p>目標とする各活動参加者の満足度</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>社会貢献活動計画</p> <p>社会貢献活動プログラム</p> <p>協力機関ネットワーク</p>
<p>社会貢献の推進体制構築</p> <p><達成目標指標例></p> <p>社会貢献活動啓蒙PRの目標回数</p> <p>社会貢献活動プログラム参加リピーターの目標数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>社会貢献プロジェクトの設置</p>

国際化に関する項目

<p>教育の国際化の方針</p> <p><達成目標指標例></p> <p>グローバル人材育成教育プログラムの実施目標数</p> <p>留学生目標数（受入・送出）</p> <p>海外研修参加者の目標数</p> <p>連携・提携の海外教育機関・団体・企業の目標数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>教育の国際化方針</p> <p>グローバル人材育成指針</p> <p>留学生受入・送出戦略</p> <p>海外研修計画</p>
<p>教育の国際化の内容</p> <p><達成目標指標例></p> <p>TOEIC・TOFLE目標平均点</p> <p>グローバル人材育成教育プログラム受講者の目標数</p> <p>留学生の単位認定の目標数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>グローバル人材育成教育プログラム</p> <p>海外教育機関・団体・企業との提携協定書</p>
<p>教育の国際化の推進体制構築</p> <p><達成目標指標例></p> <p>推進スタッフの目標人員数</p> <p>啓蒙・広報活動回数目標数</p> <p>国際化推進の公的プログラムへの参画の目標数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>国際化・グローバル人材育成推進室の設置</p> <p>留学生の受入・送出管理および在籍管理</p> <p>留学生の生活指導体制</p> <p>学習成果の国内外の評価・単位認定制度</p>

FD（教育力開発）に関する事項

<p>FD（教育力開発）の方針</p> <p><達成目標指標例></p> <p>集合研修プログラムの自校実施の目標回数</p> <p>外部研修プログラムの紹介目標回数</p> <p>教育研究会の開催目標数</p> <p>担当科目受講学生の授業理解度・満足度向上の目標指数</p> <p>目標とする教員個人の目標・評価シートの提出数・率</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>FD基本指針</p> <p>教員の研修・研究計画書</p> <p>内容（主催者、研修・研究名称、期間）</p> <p>企業や団体等との連携体制</p> <p>対象者</p> <p>予算</p> <p>FDに関する諸規定</p>
<p>FD（教育力開発）の内容</p> <p><達成目標指標例></p> <p>自校実施集合研修プログラムの参加教員の目標人数・参加率</p> <p>外部研修プログラムの参加教員の目標人数・参加率</p> <p>教育研究会の参加教員の目標人数・参加率</p> <p>教育研究用事例（授業収録映像を含む）の提出の目標数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>研修報告書</p> <p>教育研究会レポート</p> <p>教育研究用事例（授業収録映像を含む）</p> <p>ITスキルスタンダードでの教員技術力評価</p> <p>教員の資格・技術認定試験の受験・合格</p>
<p>FD（教育力開発）の推進体制構築</p> <p><達成目標指標例></p> <p>推進スタッフの目標人数</p> <p>啓蒙・広報活動の目標回数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>教員ポートフォリオの作成</p> <p>教員個人の目標・評価マネジメントシートの作成</p>

施設・設備に関する事項

施設・設備投資および整備の方針

<期待するアウトプット・アウトカム例>
防災指針
施設・設備整備指針
投資計画

施設・設備投資および整備の内容

<達成目標指標例>
目標とする技能教育プログラムへの実習設備適応率
目標とする最新・普及バージョン率
目標とする専門分野の図書保有数
目標とする耐震化率
目標とする省エネ機器占有率

施設・設備投資および整備の推進体制構築

<達成目標指標例>
目標とする学生一人当たりの施設・設備利用可能時間数
目標とする整備計画達成率

<期待するアウトプット・アウトカム例>
設備整備検討委員会（プロジェクト）の設置

業務運営の改善および効率化に関する事項

<p>組織運営とガバナンス向上の方針</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例> 組織運営および管理指針</p>
<p>組織運営とガバナンス向上の内容 <達成目標指標例> 中期計画・年度計画の目標達成率 事故・事件数および重大度率の低減目標</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例> 組織表 業務分掌 職務権限規程 中期計画・年度計画未達成レポート</p>
<p>組織運営とガバナンス向上の推進体制構築 <期待するアウトプット・アウトカム例> 法人本部や総務・経営企画部門の体制強化 ISO・JIS規格の活用</p>	

人材育成に関する事項

<p>人材（教職員）育成の方針 <達成目標指標例> 目標とする人材育成・能力開発プログラムの実施・提供数 目標とするキャリア教育プログラムの実施・提供数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例> 人材育成・活用指針および計画</p>
<p>人材（教職員）育成の内容 <達成目標指標例> 目標とする個人目標平均達成率 目標とする人材育成・能力開発プログラムの参加者数・参加率 目標とするキャリア教育プログラムへの参加者数・参加率</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例> 個人目標管理シート キャリア計画シート 職員ポートフォリオ</p>
<p>人材（教職員）育成の推進体制構築 <達成目標指標例> 目標とする人事部門の個人面談数</p>	

効率的な運営に関する事項	
業務改善や効率化の方針 <期待するアウトプット・アウトカム例> 業務改善（IT化を含む）指針	
業務改善や効率化の内容 <達成目標指標例> 目標とする教職員が事務処理にかける総時間数 目標とする業務のIT化率	<期待するアウトプット・アウトカム例> 業務フロー改善（BPO利用を含む）
業務改善や効率化の推進体制構築 <達成目標指標例> 目標とする事務部門の平均残業時間数 目標とする有給休暇消化率	<期待するアウトプット・アウトカム例> 総務部門の強化 QC活動支援体制
財務内容の改善に関する事項	
予算立案・執行および収支チェック <達成目標指標例> 目標とする予算計画達成率 目標とする収入計画達成率 目標とする支出計画達成率 目標とする月次支出計画達成率 目標とする投資計画達成率	<期待するアウトプット・アウトカム例> 予算策定指針 予算書（月次を含む）、投資計画書 経営管理体制の構築 管理会計の導入
会計監査 <達成目標指標例> 目標とする会計監査（内部監査を含む）回数	<期待するアウトプット・アウトカム例> 会計監査指針（内部監査を含む） 監査（内部監査を含む）人名簿・履歴書
財務情報公開 <達成目標指標例> 目標とする財務情報レベル	<期待するアウトプット・アウトカム例> 財務情報公開指針

外部資金の確保に関する事項

<p>寄付金等の獲得</p> <p><達成目標指標例></p> <p>寄付者目標人数</p> <p>寄付金目標総額</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>寄付金募集要項</p> <p>寄付金運用指針</p> <p>寄付金担当部署・プロジェクトの設置</p>
<p>研究開発費・委託事業費（公的・産業界との連携）等の獲得</p> <p><達成目標指標例></p> <p>目標とする事業受託プロジェクト数</p> <p>目標とする参画教員数</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>研究開発・委託事業サポート体制</p>
<p>効率的な専門学校運営の推進に関する事項</p>	
<p>事業収入減少防止</p> <p><達成指標例></p> <p>目標とする事業収入減少率</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>学業継続困難者支援部門の設置</p> <p>学業継続困難者サポート制度</p>
<p>省エネや経費削減</p> <p><達成指標例></p> <p>目標とする志願者一人当たりの広告宣伝費</p> <p>目標とする学生一人当たりの年間電気・ガス・水道使用量</p>	
<p>資源の有効活用</p> <p><達成指標例></p> <p>目標とする施設・設備の稼働率</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>資源有効活用・経費削減プロジェクト</p>

自己点検および学校関係者評価並びに情報公開等に関する項目

<p>教育事業の改善・改革</p> <p><達成指標例></p> <p>目標とする自己点検期間・回数</p> <p>目標とする自己点検従事教職員数と延べ時間</p> <p>目標とする評価委員会開催の回数と延べ時間</p> <p>目標とする学校関係者評価委員会開催の回数と延べ時間</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>自己点検・評価および学校関係者評価の実施計画書</p> <p>点検チェックリスト</p> <p>自己点検・評価レポート</p> <p>自己点検・評価の委員名簿</p> <p>学校関係者評価の委員名簿</p> <p>学校関係者評価委員会議事録</p> <p>評価の結果が活かされた内容のレポート</p>
<p>経営者や教職員の意識改革</p> <p><達成指標例></p> <p>目標とする計画達成率</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>評価結果レビューの実施計画書</p> <p>レビュー参加者名簿</p> <p>レビュー議事録</p> <p>評価結果に対する経営者や教職員の意見レポート</p>
<p>戦略的広報の展開に関する項目</p>	
<p>学校のプレゼンス、ブランドアップ</p> <p><達成指標例></p> <p>目標とするWebサイト訪問数</p> <p>パブリックメディアへ掲載の目標数</p> <p>目標とする地域での知名度</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>広報戦略基本計画書</p> <p>Webサイト</p> <p>広報冊子</p> <p>プレスリリース</p> <p>広報部門の強化</p>
<p>学校関係者への情報提供・共有</p> <p><達成指標例></p> <p>目標とする情報提供の公開度</p> <p>目標とする学校関係者の情報確認率および理解度チェック結果</p>	<p><期待するアウトプット・アウトカム例></p> <p>企業等を含む学校関係者に対する情報提供の基本方針</p> <p>情報提供の状況</p> <p>公開方法</p>

その他業務運営に関する項目	
法令遵守や人権尊重等の徹底に関する項目	
法令遵守や人権尊重等の徹底に関する取組みの方針	<期待するアウトプット・アウトカム例> 遵法基本指針
法令遵守や人権尊重等の徹底に関する取組みの内容 <達成指標例> 法令遵守や人権尊重に関わる研修の目標実施回数	<期待するアウトプット・アウトカム例> 就業規則の改訂 給与規程の改訂 文書管理規程の改訂 リスク対策マニュアル ハラスメント相談室の設置
法令遵守や人権尊重等の徹底に関する取組みの推進体制構築 <達成指標例> 目標とする事故・事件の数と重大度の低減値	<期待するアウトプット・アウトカム例> 総務部門の強化
安全管理（情報管理等も含む）および危機管理体制の構築に関する項目	
安全管理および危機管理体制構築に関する取組みの方針 <期待するアウトプット・アウトカム例> 安全管理指針	
安全管理および危機管理体制構築に関する取組みの内容 <達成指標例> 目標とする事故・事件の数と重大度の低減値 目標とする学生・教職員一人当たり非常対策用物資の準備率	<期待するアウトプット・アウトカム例> 事業継続計画（BCP） 災害対策マニュアル 緊急連絡システム 情報管理規程の改訂
安全管理および危機管理体制構築に関する取組みの推進体制構築	<期待するアウトプット・アウトカム例> 情報セキュリティ委員会の設置 危機管理体制

他の教育機関（大学、専門学校、高校等）との連携に関する事項	
他の教育機関との連携に関する取組みの方針 ＜期待するアウトプット・アウトカム例＞ 他の教育機関との連携指針	
他の教育機関との連携に関する取組みの内容 ＜達成指標例＞ 目標とする連携教育機関数 目標とする連携プログラム・共同研究実施数 目標とする連携プログラム・共同研究参画教職員数	＜期待するアウトプット・アウトカム例＞ 他の教育機関との連携協定書 連携プログラム
他の教育機関との連携に関する取組みの推進体制構築	＜期待するアウトプット・アウトカム例＞ 連携サポート体制
支援組織の構築に関する事項	
支援組織の構築に関する取組みの方針 ＜達成目標指標例＞ 目標とする支援組織数 目標とする支援組織会員数	＜期待するアウトプット・アウトカム例＞ 同窓会（卒業生で組織） 事業計画・役員名簿 後援会（企業、在校生や卒業生の父母で組織） 事業計画・役員名簿 保護者会（入学志願者や在校生の父母で組織） 事業計画・役員名簿
支援組織の構築に関する取組みの内容	＜期待するアウトプット・アウトカム例＞ 各組織の規約 各組織の事業計画書
支援組織の構築に関する推進体制構築	＜期待するアウトプット・アウトカム例＞ 支援組織サポート部門の設置

■ 計画を実行する。 ■

IV

中期計画・年度計画の実施

「中期目標・計画」および「年度目標・計画」において立案した目標と策定した計画・施策は、その達成を目指して着実に実行していかなければなりません。

責任者と担当者が一丸となって、マイルストーンでの状況をチェックしながら、目標指標の達成にこだわりを持って、主体的に取り組むことが重要です。

計画実行に携わる者は、実行の以前に目標や自分の役割を熟知しておくとともに、各チームメンバーの深いコンセンサスを取っておく必要があります。

マイルストーンは、各学校の教務や学務等の各セクションの体制によってまちまちではありますが、年内に数回は定期的に進捗等の確認を行うようにスケジュールします。

次ページ以降は、計画実行に必要な資料を列記するとともに、情報提供をするべき書類等の公開重要度を付け加えます。

情報提供・公開にあたっては、学内で十分に検討し、目的をもって情報を公開するよう心掛けます。

公開方法も情報の正確や性質等を熟考し、ホームページ、学校報・学校新聞等、面接・面談時のみの提供など、情報提供方法や場面も検討する必要があります。

票の右端「情報公開」欄の見方

- ◎ 強く情報提供を期待されている項目
- 情報提供を期待されている項目
- △ 情報提供を要求されれば公開を検討する項目

情報提供にあたっての留意事項

- * 個人情報の取り扱いには十分留意しつつ、適切な情報提供などを進めること
- * 情報提供などを行うにあたっては、公正な情報の表示に意を用いること
- * 学校で問題が起きた場合には、特に学校の状況についての正確な情報を、適時・適切に提供していくことと

年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討度

教育の質の向上に関する事項		チェック	情報公開
人材育成目標	● 教育課程編成の基本方針		◎
	● 年度の教育課程編成方針		◎
	● 卒業認定の基本方針		◎
	● 進級認定の基本方針		◎
	● 専門士授与に関する基本方針		◎
	● 教育課程編成委員会		○
	諸規程		○
	委員名簿		○
	活動計画（活動スケジュールを含む）		○
	活動実績		○
	委員会議事録		○
	● 採用された卒業生に対する企業の満足度		○
		チェック	情報公開
学生受入目標	● 入学者受入に関する基本方針		◎
	● 年度の入学者受入方針		◎
	入学選考方針（職業適性確認を含む）		◎
	募集要項（入学選考内容を含む）		◎
	募集要項の告知方法		○
	志願者募集活動方針・計画・内容		△
	高校等接続教育機関との連携方針		△
	学校選択上重要な情報の公開方針		◎
	● 入学案内・志願書類等の配布数		△
	● 学校訪問者数（オープンキャンパス・体験授業参加者数）		△
	● 志願者数（学科別、男女別、入学前プロフィール別）		◎
	● 合格者数（学科別、男女別、入学前プロフィール別）		◎
	● 入学者数（学科別、男女別、入学前プロフィール別）		◎
	● 入学前教育計画書		○
	● 入学前教育プログラム		○
	シラバス、教育方法、担当者		△
	● 入学前教育プログラム実施数		○
	● 入学前教育受講者数		○

年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討度

		チェック	情報公開
教育内容	● 年度の学生状況		◎
	学期開始時の学生数（学科別、学年別、男女別、入学前プロフィール別）		◎
	● 年度の教育内容		◎
	カリキュラム		◎
	教員と担当科目		◎
	各科目のシラバス、教育方法		◎
	クラス設定と教員、チューター配置		◎
	各科目、授業クラス毎の受講人数（男女別、入学前プロフィール別）		◎
	技能検定等に関する指導體制		◎
	各科目のルーブリック、定期テスト・理解度テスト		○
	科目間連携表		○
	理解不足者フォロー内容		◎
	● 年度の卒業・進級認定、専門士授与内容		◎
	成績評価基準		◎
	単位認定規程		△
	進級卒業判定基準		◎
	進級卒業規程		△
	卒業者数（学科別、男女別、入学前プロフィール別）		◎
	進級者数（学年別、学科別、男女別、入学前プロフィール別）		◎
	留年者数（学年別、学科別、男女別、入学前プロフィール別）		◎
	● チュートリアル報告書		△
	● 学生ポートフォリオ		△
	● 科目毎の授業内容の平均理解度		○
	● 課題等の平均提出数・平均提出率		○
	● 授業外学習の平均時間数・時間数分布		○
	● 検定試験等合格者数・合格率（学年別、学科別、男女別、入学前プロフィール別）		◎
	● 学生による授業評価制度・仕組み		○
	● 外部関係者による授業評価制度・仕組み		○
	● 授業満足度（学生対象および学校関係者対象）		○
	● チュートリアル（授業フォロー・授業外学習対応）制度		◎
	● 授業クラス毎の出席率・出席度数分布		○

年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討度

		チェック	情報公開
学生への支援	● 教員・チューター一人当たりの学生数		◎
	● 退学者数（学年別、学科別、男女別、入学前プロフィール別）		◎
	● 就職（内訳で専門職種）内定率		◎
	● 進級率・留年率・卒業率・退学率		◎
	● 学内滞在時間分布		○
	● 学生生活満足度		○
	● 進路（就職・進学）指導室の活動報告		◎
	● 学生相談室の活動報告		◎
	● 奨学金の利用報告		◎
	● 福利厚生、健康増進、学生生活の支援報告		◎
	● 社会人学生フォロー活動報告		◎
	● 卒業生フォロー活動報告		◎
	● 保護者連携活動報告		◎
			チェック
産学連携	● 企業等との連携に関する基本方針（連携協定書を含む）		◎
	● 連携した企業・団体数		◎
	● 連携・協力テーマ数		◎
	● 連携計画書（内容、期間、学習量、教員・企業指導者との連携）		◎
	● 企業連携で開発する教育プログラムとその学習成果評価方法		◎
	● 企業連携教育プログラム・教材開発数		◎
	● 企業連携教育プログラム受講者数		◎
	● 企業からの派遣講師の授業担当数		◎
	● 実技・実習受入企業数		◎
	● 企業での実技・実習時間数		◎
	● インターンシップ受入企業数		◎
	● インターンシッププログラム実施数		◎
	● インターンシップ参加者数		◎
	● 教員への実務技術研修プログラム数・時間数		◎
	● 教員の実務技術研修プログラム参加数		◎
	● 卒業生への再教育プログラム実施数		◎
	● 卒業生の再教育プログラム受講者数		◎
	● 卒業生への再教育プログラム		◎
	● 連携・協力の推進体制構築		◎
	● 企業連携推進組織の内容		○
	● 教育課程編成委員会への参画報告		○
● 活動報告（役割、意見レポート、実績等）		◎	

年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討度

		チェック	情報公開
社会貢献	● 社会貢献活動計画書（指針から展開）		◎
	● 連携団体数		◎
	● 社会貢献活動テーマ数		◎
	● 社会貢献活動プログラム参加者数		◎
	● ボランティア活動参加者数		◎
	● 社会貢献プログラム開発・提供数		◎
	● 教育資源・施設等の地域開放実績		○
	● 公開講座・教育訓練等の開講数		○
	● 各活動参加者の満足度		◎
	● 構築できた協力機関ネットワーク		◎
	● 社会貢献プロジェクト報告		◎
	● 社会貢献活動啓蒙PR実績		○
	● 社会貢献活動プログラム参加リピート数		○
			チェック
国際化	● 教育の国際化、グローバル人材育成計画書（方針から展開）		○
	● 海外研修、留学生受入・送出計画書		◎
	● 留学生数（受入・送出）		◎
	● 海外研修参加者数		◎
	● グローバル人材育成教育プログラム		△
	● グローバル人材育成教育プログラム実施数		◎
	● グローバル人材育成教育プログラム受講者数		◎
	● 海外教育機関・団体・企業との提携協定書		◎
	● 連携・提携の海外教育機関・団体・企業数		◎
	● 留学生の単位認定数		◎
	● 国際化・グローバル人材育成推進室の活動		◎
	● 推進スタッフ人員数		△
	● 啓蒙・広報活動状況		○
	● 学習成果の国内外の評価・単位認定制度整備状況		◎
	● 留学生の受入・送出管理および在籍管理状況		◎
	● 留学生の生活指導状況		◎
	● 国際化推進の公的プログラムへの参画状況		◎

年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討度

		チェック	情報公開
教育 力 開 発	● 集合研修プログラムの自校実施の回数		◎
	● 外部研修プログラムの紹介回数		◎
	● 教育研究会の開催数		◎
	● 担当科目受講学生の授業理解度・満足度向上の指数		○
	● 教員個人の目標・評価シートの提出数・率		△
	● 教員の研修・研究計画書（FD基本指針から展開）		◎
	内容（主催者、研修・研究名称、期間）		◎
	企業や団体等との連携体制		○
	対象者		△
	予算		△
	● FDに関する諸規定		○
	● 自校実施集合研修プログラムの参加教員人数・参加率		◎
	● 外部研修プログラムの参加教員人数・参加率		◎
	● 研修報告書		△
	● 教育研究会の参加教員人数・参加率		◎
	● 教育研究会レポート		△
	● 教育研究用事例（授業収録映像を含む）の提出数		△
	● 教員の資格・検定試験の受験・合格者		△
	● 推進体制の報告		○
	● 推進スタッフ人数		○
● 啓蒙・広報活動状況・回数		○	
● 教員個人別ポートフォリオ		△	
● 教員個人の目標・評価マネジメントシート		△	
		チェック	情報公開
施 設 設 備	● 防災指針		◎
	● 施設・設備整備指針		◎
	● 投資計画		○
	● 技術教育プログラムへの実習設備適応率		◎
	● 最新・普及バージョン率		◎
	● 専門分野の図書保有数		◎
	● 耐震化率		◎
	● 機器占有率		◎
	● 設備整備検討委員会（プロジェクト）		○
	構成メンバー		△
	活動報告		△
	● 学生一人当たりの施設・設備利用可能時間数		◎
	● 整備計画達成率		◎

年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討度

業務運営の改善および効率化に関する事項		チェック	情報公開
組織運営とガバナンス向上	● 組織運営および管理指針		◎
	● 組織表		△
	● 業務分掌		△
	● 職務権限規程		△
	● 中期計画・年度計画未達成レポート		○
	● 中期計画・年度計画の達成率		◎
	● 事故・事件数および重大度率		◎
	● 法人本部や総務・経営企画部門の体制状況		△
	● ISO・JIS規格の活用状況		△
		チェック	情報公開
人材育成	● 人材育成・活用計画書（指針から展開）		◎
	● 人材育成・能力開発プログラムの実施・提供数		○
	● キャリア教育プログラムの実施・提供数		○
	● 個人毎の目標管理シート		△
	● 個人毎のキャリア計画シート		△
	● 職員個人のポートフォリオ		△
	● 個人目標平均達成率		△
	● 人材育成・能力開発プログラムの参加者数・参加率		○
	● キャリア教育プログラムへの参加者数・参加率		○
	● 人事部門の個人面談数		△
		チェック	情報公開
効率的な業務運営	● 業務改善（IT化を含む）計画書（指針から展開）		◎
	● 業務改善報告書		◎
	● 業務フロー（BPO利用を含む）		△
	● 教職員が事務処理にかかる総時間数		○
	● 業務のIT化率		○
	● 総務部門の活動状況		△
	● QC活動状況		△
	● 事務部門の平均残業時間数		○
	● 有給休暇消化率		○

年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討度

財務内容の改善に関する事項		チェック	情報公開
財務の健全化	● 収支予算策定指針		◎
	● 収支予算書（月次を含む）		◎
	● 貸借対照表		◎
	● 投資計画書		○
	● 経営管理体制の状況		○
	● 管理会計の導入状況		○
	● 収支決算報告書		◎
	● 収支予算計画達成率		◎
	● 月次収支決算報告書		△
	● 月次収支予算計画達成率		○
	● 投資報告書		◎
	● 投資計画達成率		◎
	● 会計監査指針（内部監査を含む）		○
	● 監査（内部監査を含む）人名簿・履歴書		△
	● 会計監査（内部監査を含む）回数		△
	● 会計監査（内部監査を含む）報告書		○
	● 財務情報公開指針		◎
	● 財務情報公開状況報告書		◎
		チェック	情報公開
外部資金の確保	● 寄付金募集要項		◎
	● 寄付金運用指針		◎
	● 寄付金担当部署・プロジェクトの活動状況		○
	● 寄付者数		○
	● 寄付金総額		◎
	● 研究開発・委託事業サポート状況		◎
	● 事業受託プロジェクト数		◎
	● 参画教員数		◎
		チェック	情報公開
効率的な学校運営	● 学業継続困難者支援部門の活動状況		◎
	● 学業継続困難者サポート制度		◎
	● 志願者一人当たりの広告宣伝費		○
	● 学生一人当たりの年間電気・ガス・水道使用量		○
	● 資源有効活用・経費削減プロジェクトの活動状況		◎
	● 施設・設備の稼働率		○

年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討度

自己点検および学校関係者評価並びに情報公開等に関する事項		チェック	情報公開
教育事業の改善・改革	● 自己点検・評価および学校関係者評価の実施計画書		◎
	● 点検チェックリスト		○
	● 自己点検・評価結果レポート		◎
	● 自己点検・評価の委員名簿		○
	● 自己点検・評価の実施期間・回数		○
	● 自己点検・評価従事教職員数と延べ時間		○
	● 学校関係者評価の委員名簿		◎
	● 学校関係者評価委員会開催の回数と延べ時間		○
	● 学校関係者評価委員会議事録		△
	● 自己点検・評価等の結果が活かされた内容のレポート		◎
	● 評価結果レビューの実施計画書		◎
	● レビュー参加者名簿		○
	● レビュー議事録		△
	● 評価結果に対する経営者や教職員の意見レポート		○
	● 意識改革達成度		○
		チェック	情報公開
戦略的広報の展開	● 広報戦略計画書		◎
	● 広報部門の活動状況		○
	● Webサイト		◎
	● Webサイト訪問数・訪問時間・訪問ページ		△
	● 広報冊子		◎
	● プレスリリース		○
	● パブリックメディアへ掲載数		○
	● 地域での知名度		○
	● 企業等を含む学校関係者に対する情報提供の基本方針		◎
	● 情報提供の状況		◎
	● 公開方法		◎
	● 情報提供の公開度		◎
	● 学校関係者の情報確認率および理解度チェック結果		○

年次計画実行のために必要と思われる書類等および情報公開検討度

その他業務運営に関する事項		チェック	情報公開
法的 順守 や 人権 尊重 等	● 遵法基本指針		◎
	● 就業規則		△
	● 給与規程		△
	● 文書管理規程		△
	● リスク対策マニュアル		△
	● ハラスメント相談室の活動		△
	● 法令遵守や人権尊重に関わる研修の実施回数		△
	● 総務部門の活動状況		○
		チェック	情報公開
安全 管理 ・ 危機 管理	● 安全管理指針		◎
	● 事業継続計画 (BCP)		○
	● 災害対策マニュアル		○
	● 緊急連絡システム		△
	● 情報管理規程		△
	● 事故・事件の数と重大度		△
	● 学生・教職員一人当たり非常対策用物資の準備率		△
	● 情報セキュリティ委員会の活動		△
	● 危機管理活動報告		△
		チェック	情報公開
他の 教育 機関 との 連携	● 他の教育機関との連携指針		◎
	● 他の教育機関との連携協定書		△
	● 連携教育機関数		◎
	● 連携プログラム		○
	● 連携プログラム・共同研究実施数		◎
	● 連携プログラム・共同研究参画教職員数		◎
	● 連携サポート体制		○
			チェック
支援 組織	● 支援組織数		○
	● 支援組織会員数		△
	● 同窓会 (卒業生で組織)		○
	事業計画		△
	役員名簿		△
	● 後援会 (企業、在校生や卒業生の父母で組織)		○
	事業計画		△
	役員名簿		△
	● 保護者会 (入学志願者や在校生の父母で組織)		○
	事業計画		△
	役員名簿		△
	● 各組織の規約		○
	● 支援組織サポート部門の活動		○

■ 点検と評価をする。 ■

V 点検と評価

1. 実行過程および結果の点検と評価

実行の過程および結果において得られる情報（規程、契約書、報告書、業務フロー、マニュアル等を含む）・データを整理し、目標としていた計画内容と比較・点検することで、学校運営や教育活動の状況を把握していきます。

自己点検・評価等に関する中期目標・計画・施策および年度目標・計画を着実に実行することが重要です。

精緻なチェックリストを作成し、漏れのない丁寧な点検を行い、先入観や思い込みのない公平な評価を実施し、その結果を評価レポートにまとめるようにします。

2. 学校関係者評価および評価結果レビュー

学校関係者評価委員会で、自己点検・評価の結果の評価レポートをステークホルダーに開示し、意見を求めて最終版の評価レポートにとりまとめるような関係づくりを行うように努めます。

理事長や校長等の経営陣をはじめ主な教職員に対して、評価結果および学校関係者委員会からの意見をまとめて説明するレビューの機会を持ち、評価結果に対する経営者や教職員の意見を聴取するとともに、改善計画への参画意識の醸成に努めます。

3. 戦略的な広報と情報公開

実行の過程および結果として得られる情報（規程、契約書、報告書、業務フロー、マニュアル等を含む）・データは、守秘義務や個人情報保護法等に抵触しない限りできるかぎり公開できるような体制作りが重要です。

虚偽情報を公開することは絶対にあってはならないことですし、情報を恣意的に公開しないことも説明責任を果たしたことになります。

改善途中における情報やデータで、そのままでは不都合や誤解を生ずると思われる場合は、改善経過等の説明を加えて、将来の目指す姿をコミットして公開する場合があります。

高い評価を得られた内容については、学校のブランドアップや、教育機関としての強力なプレゼンスにつながるような情報発信を展開するようにします。自らが行う広報活動だけでなく、パブリックなメディアにも取り上げられるような戦略的な広報展開が重要です。

■ 事業内容を改善する。 ■

VI 改 善

1. 評価の確認

評価レポートは、すべての教職員に開示され、順調に進んでいる計画、うまく行っていない計画のそれぞれについて、その責任者・担当者によって、計画立案・施策策定の段階および実行段階での振り返りを行う必要があります。

目標達成の成功・不成功ともに、その原因を追究し、より進展させるポイントや、改善しなければならない課題の抽出が重要です。

特に未達成の目標については、計画や施策そのものに無理があったのか、実行段階に不備があったのかを明確にし、その不備内容を徹底的に検証する必要があります。

2. 改善への取組み

良いことはより好循環に展開させる方法を、課題については適切な解決方法を、責任者・担当者を中心に、関係する他部署のメンバーとも連携しながら検討し、改善活動や中期計画および年度計画の見直しに反映することが求められます。その際、理事長や校長等、経営者との意思疎通を密に図りながら行うことが非常に重要です。

中期計画や年度計画の修正は、適切に機関承認を受けると共に、経営者・教職員等組織全体で共有し、一丸となってその実現に向けて次年度のサイクルに進みます。

資 料 集

- 資料 1 専修学校における学校評価ガイドライン…………… 51
- 資料 2 専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例…………… 79
- 資料 3 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン…………… 83

専修学校における学校評価 ガイドライン

平成25年3月
生涯学習政策局



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 専修学校における学校評価

(1) 背景・現状

(ア) 背景

- 社会の様々な領域において、組織をどのように統治するかという「ガバナンス」の在り方に注目が集まっており、専修学校についても教育の質保証・向上を図るとともに、学習者の適切な選択に資する観点から、学校評価・情報公開等への適切な対応が求められている。
- このほか、公的財政支援に対する納税者の意識も高まっており、様々な形で公費が投入される教育機関に対しては、より大きな説明責任が求められるようになっている。こうした中、専修学校においても平成19年の学校教育法改正により、自己評価の義務が課され、また、平成16年の私立学校法の一部改正により、学校法人については財務諸表等の利害関係者への閲覧に関する義務も課されている。
- 特に、法律で義務付けられた自己評価及び結果の公表等への対応については、専修学校の取組が十分ではない状況を踏まえ、その取組の実質化を促すとともに、第三者評価等の取組についても、専修学校が自主的に進める活動を支援・促進していくことを目的として学校評価ガイドラインを策定する。

(イ) 専修学校における学校評価に関する法令

- 専修学校の学校評価は、平成19年の学校教育法及び同施行規則の改正により、①自己評価の実施・結果の公表に関する義務、及び②学校関係者評価の実施・結果の公表に関する努力義務が課されている。

(学校評価に関する関連法令)

■学校教育法(抄)

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則(抄)

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。[学校教育法第133条、学校教育法施行規則第189条等]

- 小学校等については、文部科学省が「学校評価ガイドライン(平成22年改訂)」を定め、自己評価・学校関係者評価、及び第三者評価について次のように整理されている。

(参考)自己評価・学校関係者評価

- 小学校等については、PDCAサイクルに基づき、学校の教職員自らが行う「自己評価」や自己評価の結果を評価することを基本として行う「学校関係者評価」及びそれら評価結果の公表等について、各学校の取組の目安となる事項を提示している。

※「自己評価」・・・各学校の教職員が自校の教育活動その他の学校運営の状況について行う評価。

※「学校関係者評価」・・・小学校等の学校評価においては、保護者、地域住民等(当該校の職員を除く。)により構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。

(参考)第三者評価

- 第三者評価については、法令上の義務付けはないが、小学校等の「学校評価ガイドライン（平成22年改訂）」においては、自己評価や学校関係者評価に加えて、第三者評価を導入することにより、学校評価全体の充実を図るための取組の目安が示されている。
※「第三者評価」・・・学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から行う評価。

(2) 目的・定義等

(ア) 専修学校における学校評価の目的

- 専修学校においては、より自由度の高い学校種としての特性も考慮しつつ、当該学校の実践的な職業教育にかかる活動等を評価し、改善・支援等を行うことにより、生徒等が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるよう学校運営の改善と、専修学校教育の発展を目指した学校評価を行うことが重要である。
- 小学校・中学校・高等学校等（以下、「小学校等」という。）のように学習指導要領等で教育内容の一定の質が担保されている学校評価や、大学のようにインプットを明確に評価しつつ、学問の自由と大学の自治の中で行う大学評価とは別に、実践的な職業教育を目的とする専修学校については、特に、職業に必要な知識・技能・態度（＝アウトカム）に係る質保証の視点を踏まえた評価を行うことが重要である。
- 実践的な職業教育を行う教育機関として、関係業界等のニーズを踏まえ、どのような理念・目的・目指す人材像等を掲げ取り組んでいるのかについて、学校が関係業界等へ適切な説明責任を果たすとともに、相互の課題やニーズ等を共有し、実質的な連携強化を図りながら、関係業界等において必要な人材養成を実現するという視点が重要となる。また、このような視点の下、専修学校については、関係業界等との関わりの中で、専修学校の①教育目的、②教育方法・内容、③ガバナンスの3つの柱を基本として評価する必要がある。
- これらのことから、専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する評価を積極的に行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く雇用側の関係業界や自治体の関係部署等に公表していくことが求められる。また、社会にとって必要な人材をどのように育成するかという観点から、学校評価において、積極的に専修学校団体・職能団体等や、企業・関係施設等からの参画を得ることが重要である。
- 以上のような指摘を踏まえ、専修学校の学校評価は、以下の2つを目的として実施するものであり、これにより専修学校の生徒が質の高い実践的な職業教育等を享受できるよう学校運営の改善と充実を目指すための取組として整理する。

- ① 各学校が、実践的な職業教育等を目的とした自らの教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
 - ② 各学校において、生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等（専修学校と接続する学校）、保護者・地域住民、所轄庁など学校関係者等により構成された学校関係者評価委員会等が、自己評価の結果に基づいて行う学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、学校関係者等から理解と参画を得て、地域におけるステークホルダーと専修学校との連携協力による特色ある専修学校づくりを進めること。
- ※ 国、都道府県等が、学校評価の結果や取組状況を踏まえて、専修学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の実践的な職業教育等の質を保証し、その向上を図ることが期待される。

（イ）専修学校における学校評価の定義等

- 実践的な職業教育機関としての専修学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、関係業界等からのニーズを踏まえた教育活動等の評価や情報公開が、組織を改善するためのPDCAサイクルの中に位置づけられ、①教育の質の改善、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自主的な取組を促進していくことが重要となる。
- その際、①学校として専修学校設置基準等の一定程度共通に求めるべき取組として、基準に適合しているか否かを判定する評価（アクレディテーション）及び情報公開を進める視点と、②専修学校教育の充実に向けた自主的な取組として、各学校の特色を活かす取組を評価（エバリュエーション）し、専修学校教育の支援・促進を図るという視点とを整理した上で、評価活動に取り組むことを前提とする。
- 本ガイドラインでは、上記法令の規定等を踏まえて、専修学校における学校評価の実施方法を以下の3つの形態に整理する。

自己評価 各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動その他の学校運営の状況について行う評価

学校関係者評価 生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者などを、学校自らが選任し、構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

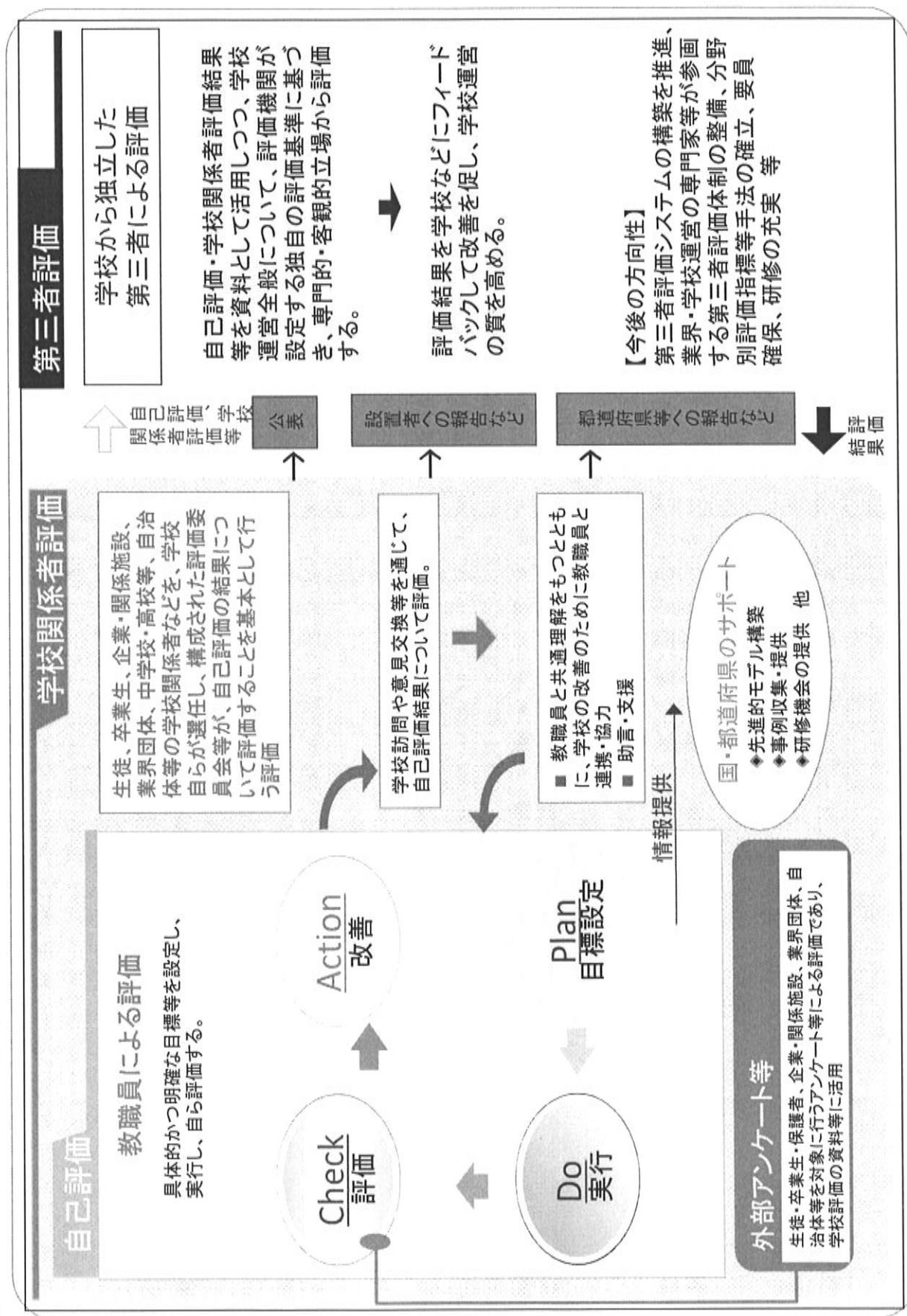
第三者評価 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした、当該学校から独立した第三者が、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、当該第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から行う評価

(ウ) 生徒・卒業生・関係業界等対象のアンケート(外部アンケート等)

- 専修学校における自己評価を行う上では、生徒・卒業生、関係業界、保護者・地域住民等を対象とするアンケートや、意見交換の機会を通じ、学校に対し、どのような評価・意見・要望を持っているかを把握することが重要である。
- このようなアンケートや意見交換の実施については「学校関係者評価」と捉えてきた例もあるが、本来「学校関係者評価」とは、生徒・卒業生、関係業界、保護者・地域住民等の学校関係者が主体となり、各専修学校の行う自己評価の結果に基づき、評価を実施することが法令上求められている（広義の自己評価）。
アンケート等については、学校の自己評価を行う過程で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するための手段と捉えることが適当であり、学校関係者評価そのものとは異なることに留意する必要がある。
本ガイドラインにおいては、これを「外部アンケート等」と称する。
- それぞれの定義や考え方等を踏まえた進め方のイメージとして、次のとおり例示を添付する。

専修学校における学校評価・情報公開のイメージ

別添1



(3) 課題

○ 学校評価制度導入後の課題として、主に次のような点が挙げられる。

- ・ 学校評価の実施割合が低く、各学校により評価方法等にバラツキがある。
- ・ 専修学校の分野特性や各課程（高等課程・専門課程・一般課程）の特性などを踏まえた評価方法が確立されていない。
- ・ 専門的知見を備えた評価要員の確保が困難など評価の実施体制が十分に整備されていない。
- ・ 関係業界、専修学校団体・職能団体等の参画による学校評価の導入事例が少ない。
- ・ 評価結果が所轄庁へ報告されず、活用されていない。

○ 制度導入後の学校評価の取組状況に係る実態調査によると、義務化された自己評価の実施及びその結果の公表をはじめ学校評価活動の実施率は低く、各学校における学校評価に係る課題として、実施体制の構築、実施方法に関する知識の取得等が多く指摘されている。一方で、学校評価に取り組んだ学校の成果については、学校改善の取組につながるなど、その活用・効果に関する回答が多かった。

■ 私立専修学校の学校評価の取組状況

◎ 自己評価を実施している専修学校は	62.2%
当該結果を公表している専修学校は	17.1%
◎ 学校関係者評価を実施している専修学校は	15.6%
当該結果を公表している専修学校は	5.6%
◎ 第三者評価を実施している専修学校は	5.5%
当該結果を公表している専修学校は	3.0%

■ 専修学校における学校評価に関する課題（上位4つ）

- ・ 実施体制の構築
- ・ 実施方法に関する知識の取得
- ・ 専修学校における自己評価・外部評価ガイドラインの策定
- ・ 評価要員が確保できない

■ 専修学校における自己評価、学校関係者評価の成果（上位4つ）

- ・ 次年度の学校改善の取組の参考になった
- ・ 改善点が明確になった
- ・ 教職員の改善への意識が喚起された
- ・ 全教職員の課題に対する共通理解が推進された

※「文部科学省委託調査 専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業（平成23年3月）」

回収数：1648校（55.6%）

- 専修学校は、その目的、対象、制度の特性から、カリキュラム等の面での自由度が高く、関係業界等のニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開する上での強みを持って、職業や實際生活に資する教育を行う学校としての特色がある。
- また、専門性を有する分野※や入学資格等により区分された課程（高等課程・専門課程・一般課程）ごとに、必要な教員組織、施設設備等にかかる要件が異なることから、その形態は様々であり学校ごとの差異が大きいことが指摘される。
 ※専修学校設置基準においては、8分野（工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養）ごとに規定。
- このため、それぞれの学校または学科単位における分野の特性や課程の区分を踏まえた多様な評価項目・指標例の設定や職業教育の内容に密接に関係する企業・関係施設等との連携による専修学校教育の目的に沿った適切な質保証システムを構築していくことが必要である。その際、大学入学資格、または専門士、高度専門士の指定を受けた課程に対する評価等についても留意する必要がある。
- 評価活動における課題としては、学校評価のいずれも実施割合が低く、各学校により評価方法等にバラツキがあるため、基本的な評価指標、評価体制、評価手順等を定めた基本的なガイドラインを策定するとともに、各専修学校の特色を踏まえた評価システムの構築を促進する必要がある。
- 専門的知見を有する評価要員の確保ができない、実施方法が分からない、時間がない等の課題に対し、専門的知見を有する専修学校の関係者をアドバイザーとして派遣し、研修を実施するとともに、評価活動の効率化が図られるような環境整備が必要である。

◆想定される具体的な取組

- ・ 専修学校団体、職能団体、分野別・地域別の関係団体等におけるモデル的なガイドライン・マニュアルの策定及び研修の実施
- ・ 学校評価にかかわる人材の確保と継続的な人材育成
- ・ 学校評価に関する先進的モデルの普及
- ・ 学校評価に関する指導・助言体制の整備や、専門的知見を有するアドバイザー等の学校への派遣
- ・ 学校間の連携による学校評価・改善の取組（好事例・ノウハウの共有、研修、他校との比較（ベンチマーキング）や学校間の相互評価による自校の特色や課題の整理・改善方策の検討など）
- ・ ICT等を活用した学校評価業務の効率化 等

- 専修学校の学校評価の結果が公表されていない、法令上の義務づけがないことから所轄庁等への報告がなされていない等、学校運営の改善や支援のための施策等に活用されていないという指摘もある。

(4) 学校評価により期待される取組と効果

- 前述のように、学校評価に係る様々な課題があるが、自己評価、学校関係者評価、第三者評価が、専修学校の教育活動そのものの質の向上、学校運営の改善・強化を目的として実施されることが必要である。また、学校の現状と課題を把握し、関係業界等との共通理解や信頼関係を深め、相互の連携・協働を促すことも重要である。
- さらに、学校評価の取組を通じて、①若者の職業的自立を巡る課題への対応、②産業構造の変化に対応した社会人の学び直し機会の充実、③グローバル化に対応した専門人材の育成などそれぞれの専修学校の特色を活かし、社会に貢献する職業教育機関として発展する積極的な機会と捉えることが期待される。
- また、生徒等の学習意欲や資質・能力向上につながるような取組とすることを念頭に、学校評価活動が生徒の就業先となる関係業界等との密接な連携を図りつつ、教育内容・方法等を改善・充実するための取組として推進されることが期待される。
- このような期待も踏まえ、学校関係者評価や第三者評価に関わる生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等、保護者・地域住民、所轄庁、自治体の関係部局などのステークホルダーの外部意見等を積極的に活用する評価活動に取り組むことが必要である。
- 現行制度では、学校教育法に基づく小学校の制度を準用した学校評価制度となっているが、後期中等教育段階の高等課程と高等教育段階の専門課程という、段階を踏まえた学校評価システムとしてガイドラインを策定し、それぞれの課程に求められる機能の改善・充実につながるような評価項目の設定や、評価体制等の整備が求められる。

2. 専修学校における学校評価の実施・公表

(1) 自己評価

(ア) 自己評価の実施

- 法律上の義務とされた「自己評価」については、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、学校の目標・計画等に沿った取組の達成状況や、それらの取組が適切に行われたかどうか等について評価・公表を行い、学校運営の改善等に活用する。
本ガイドラインにおいては、当該学校の実践的な職業教育に関する取組の確実な実施と充実が図られるよう、専修学校における学校評価に関する取組の目安等を取りまとめている。
- 各学校は、19頁「専修学校における学校評価の進め方のイメージ例」を参考に、①具体的かつ明確な学校の重点目標の設定、②自己評価の評価項目・指標等の設定、③自己評価の実施などを計画する。

(イ) 自己評価の評価項目等

- 具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、それらを検討するに当たり、参考として専修学校の目的等を踏まえ、附属資料1として「専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」及び附属資料2として「高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」を掲載した。
- 自己評価の実施において、本資料に提示した評価項目・指標等を参考に、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理する。その整理結果をもとに、これまで進めてきた教育活動その他の学校運営に関する取組が適切かどうかを定量的な視点だけでなく、定性的な視点も含めて評価し、その結果を踏まえた今後の改善方策を検討する。
- ただし、これらの視点はあくまでも例示にすぎないものであり、全てを網羅して取り組むことを求めるものではない。各学校は、その設定した重点目標等に照らして適宜、選択し、あるいは、それぞれの特色や課題に応じて新たに追加するなど、必要な評価項目・指標等を設定することが重要である。
- 自己評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施することとする。また、中間的な評価を実施し、その結果について学校関係者評価を実施することなどを通じて、重点目標、評価項目・指標等をより適切なものに見直すことが考えられる。目標や各種具体的計画、評価項目・指標等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の対象に含まれるものとする。
- 日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

(ウ) 外部アンケート等の活用

- 自己評価を行う上で、生徒・卒業生、関係業界、保護者・地域住民等から寄せられた具体的な意見・要望や、生徒による授業評価等を含む、卒業生、保護者・地域住民、関係業界などに対するアンケート等（外部アンケート等）の結果を積極的に活用する。

（生徒による授業評価の活用）

- 生徒による授業評価については、実態調査によると、授業評価アンケート（方法・形態・理解度等）を約8割以上の学校が年に1回から複数回実施しており、その結果を科目ごとで授業内容・方法の改善に活用する学校が多くみられた。学校評価において、これらの結果を積極的に活用されることが期待される。

(卒業生等による評価の活用)

- 柔軟な制度的特性を活かしつつ、企業等との密接な連携の下で、職業と関連した実践的な知識・技術・技能の修得を重視した専修学校教育の成果を測る観点から、当該学校の教育内容等と関連する分野に多く就職する卒業生のキャリア形成における評価等は重要な要素である。
- 特に、卒業後の多くが在学中の学修と関係する業界に就職する専修学校については、専修学校の卒業生のキャリア形成の効果把握等を通じ、学校から職業生活への移行後も見据えた教育指導等に係る評価の結果を活用し、自校の学校運営の改善につなげることが期待される。
- 各学校においては、卒業生に対する調査（就業・キャリアアップ等の状況、満足度、学校に対する要望、職場で求められる能力等）を通じて、例えば、関係業界で求められている最新の知識・技術・技能のカリキュラムへの反映・改善、教員の資質向上に向けた研修、人事交流等の取組や、それらの取組促進に向けた効果的な組織マネジメント、就職支援等へ積極的に活用することが期待される。
- 専修学校の卒業生に対する企業の評価に関する調査によると、卒業生は専門の職業教育を受けていることや必要な資格を持っていることなど、その専門性が採用時に評価されている一方で、今後は「より実践的な専門性を修得してほしい」といった期待や、問題解決力、応用力等を求める企業等の声にどのように応えるかが課題となっている。
このような調査・分析結果等も参考に、在学生の実習や卒業生の就業先となる企業・関係施設、関係業界の評価についても学校評価において活用されることが期待される。

(エ) 外部アンケート等を通じて期待される取組

- 生徒、卒業生、企業・関係施設等に対する外部アンケート等を行うに当たり、学校評価のPDCAサイクルに位置づけた取組として、どのような観点（適切な評価指標等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動の改善・充実に繋げていくのかを明確にした上で取り組むことが効果的な評価活動につながるものと考えられる。
- その際、集計・分析等に要する事務量が過大な負担とならないよう、重点目標や評価項目等との関連を図りつつ、特に課題として取り組む適切な項目を設定し、課題の明確化を図るなど、各学校の実情に応じて段階的に行うことが望まれる。なお、外部アンケート等の実施に当たっては、個人情報等の取扱い等に配慮する。

(今後期待される取組)

- 専修学校の学校評価のPDCAサイクルにおいて、これらの外部アンケート等を効果的なものとして位置づけ、教育改善等に活用するため、次のような取組が期待される。
◆卒業生等調査を踏まえた教育活動における活用

- ・卒業後のキャリア形成への効果把握（入学から在学中の能力育成、学習行動などのプロセス評価、卒後評価まで）
- ・卒業生等の評価を踏まえた教育課程の編成・改善など
- ・関係業界との連携による卒業後の継続教育支援
- ◆卒業生等調査を踏まえた教員の資質向上、教職員のマネジメント等における活用
- ・研修など教員の資質向上に向けた取組
（先端的な知識・技術・技能を指導できる指導力養成のための効果的な取組など）
- ・組織的な教育活動のマネジメント改善に向けた仕組みの構築
（関係業界等との連携による優れた実務者の確保、組織編成など）
- ◆複数の学校間の連携による活用
- ・ベンチマーク（目安となる指標例など）を活用した評価を通じた教育活動の改善（各学校の機能や特色の明確化、成果や課題の共有など）
- ・学校間での相互評価など効果的な評価を通じた教育活動の改善
- ・評価を通じた教育改善に関する研修（評価者、学校担当者等を対象）の実施 等

(オ) 継続的な情報・資料の収集・整理

- 目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、自己評価の実施や地域住民、関係業界等に対する情報提供等に適切に活用することが期待される。なお、個人情報保護のため、情報・資料の管理を徹底する。
- 各学校は、PDCAサイクルにおける様々な取組（授業改善の取組、学校行事、各種アンケート結果、研修・校内研究の状況、また、中間的な自己評価の結果など、様々な取組が考えられる）について、随時、学校見学会の実施、刊行物やホームページ等を通じて広く公表する。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く関係業界、保護者・地域住民等からの理解促進や連携・協力を得るきっかけになることが期待できる。
- また、学校公開を実施した際に、参加者対象のアンケートを実施する等により、学校の取組についての関係業界、保護者・地域住民等からの意見や要望を把握し、今後の取組や自己評価に活用することも考えられる。

(カ) 自己評価の結果の報告書の作成

- 各学校は、自己評価の結果を報告書にとりまとめる。その際、自己評価の結果の報告書には、重点目標やその達成状況及び取組の適切さ等の評価結果や分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。
- 各学校は、生徒・教職員の個人情報保護や安全確保に留意して、報告書に記述する情

報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分する。

(キ) 評価の結果と改善方策に基づく取組

- 学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するという「評価のための評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組とすることが重要である。
- 各学校は、自己評価の結果を受けて、適宜改善を図るための具体的な取組に活用する。さらに、自己評価の結果について評価する学校関係者評価や、第三者評価の結果を踏まえ、自己評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や改善の取組に反映させる。

(2) 学校関係者評価

(ア) 学校関係者評価の実施

- 学校教育法上の努力義務とされ、自己評価結果を踏まえ当該学校の関係者が行う「学校関係者評価」は、
 - ① 自己評価の評価結果について、学校外の関係者による評価を行い、自己評価結果の客観性・透明性を高めること、
 - ② 生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・職能団体・専門分野別の関係団体、中学校・高等学校等、保護者・地域住民、所轄庁・自治体の関係部局など、専修学校と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図ること等を目的として行うこととする。
- 学校外の関係者によるアンケート等では、前述のような効果を十分に得ることが期待できず、学校関係者評価に期待される役割を十分に担うことが難しいことから、その実施のみをもって学校関係者評価を行ったとみなすことは適当でない。
- 実施にあたり、学校は上記②のような学校と直接関係のある学校外の者を評価者とする学校関係者評価委員会、又は学校規模に見合った体制を整備し、評価を行う「学校関係者」を選任する。
- また、「学校関係者」に対し、特に関わりのある重点目標、計画や自己評価、今後の取組方針などを説明し、「学校関係者」自らが学校見学や、教職員・生徒やステークホルダーとなる関係業界・卒業生等と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、今後の方向性等に対する助言等を行うことが期待される。
- 学校関係者評価委員会等は、その評価結果や今後の改善方策等についてとりまとめ、広く公表するとともに、学校はこれを自己評価の改善方策の検討において活用し、次年

度の重点目標の設定や具体的取組の改善を図る。

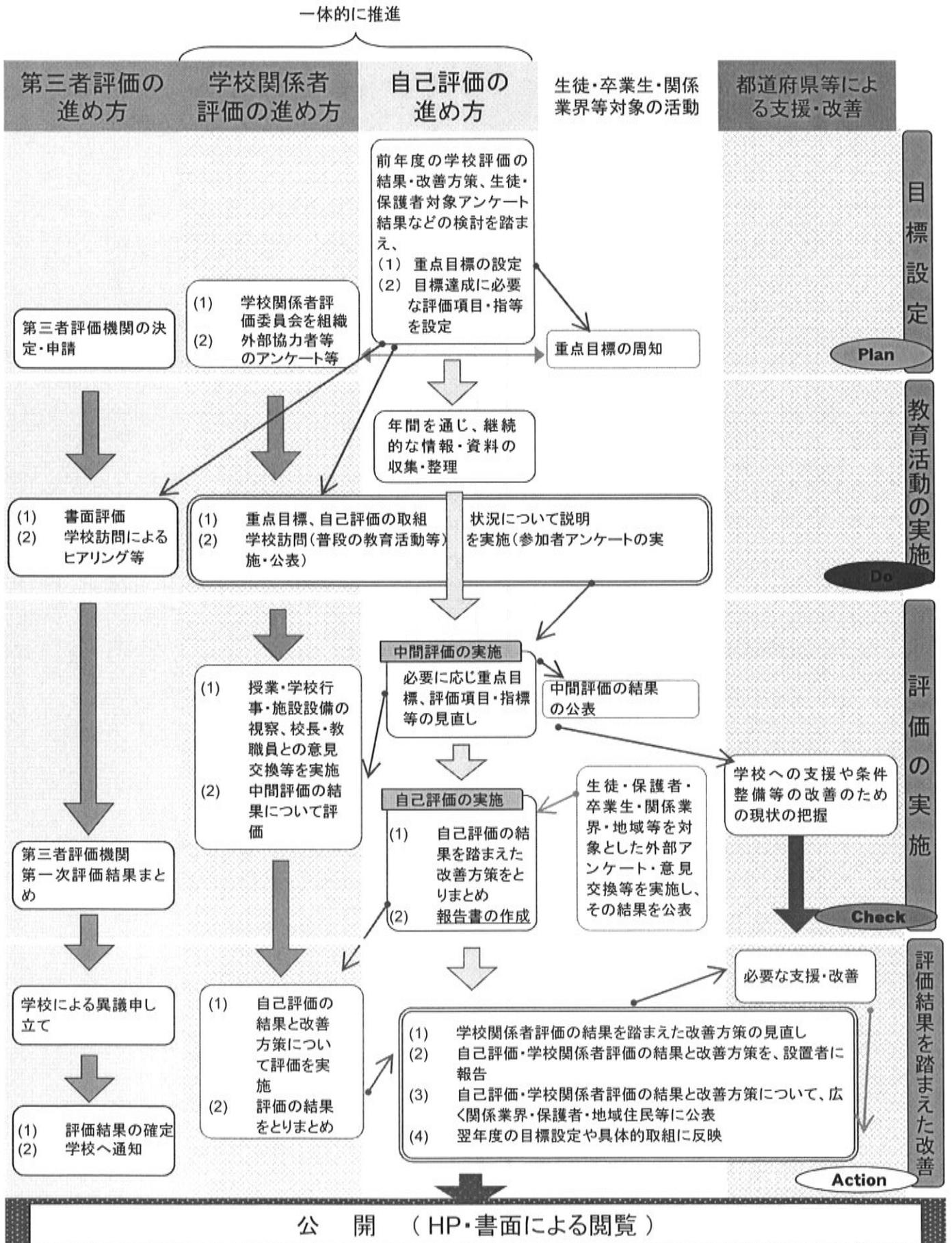
- 学校関係者評価委員会等は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、
 - ・ 自己評価の結果の内容が適切かどうか
 - ・ 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
 - ・ 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
 - ・ 学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうかなどを評価するとともに、学校運営の継続的改善を図る観点から、例えば、運営改善のための専門的助言を行うことが期待される。
- 学校関係者評価を実施する上で、必要な事務等は学校が行うことから、学校規模によっては、過度の負担とならないよう配慮が必要である。例えば、自己評価のうち、専門的・客観的な観点からの項目の重点化や、法人の評議員会等既存組織の協力を得て評価を行うことも考えられる。ただし、その場合、評議員会等との役割の違いを明確にし、学校関係者評価の取組の透明性確保に努めるなどの配慮が必要である。

(3) 第三者評価

- 第三者評価は、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体を充実する観点から、学校とその設置者が実施者となり、当該学校から独立した学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価主体により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の課題や改善の方向性等を提示することを目的とする。
- 専修学校における第三者評価への取組については、制度的な整備がなされていない中でも、実践的な職業教育を目的とする専修学校の特性を踏まえ、関係業界、専修学校団体・関係団体等との連携により分野ごとに当該学校と直接関係をもたない専門家や学校運営に係る外部の専門家による独立性の高い評価活動を促していくことが必要である。
- このような第三者評価を専修学校が自らの状況を客観的に見直す機会として捉え、専門的な分析や社会経済のニーズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組を促進させるとともに、学校運営の改善・充実など更なる学校の活性化が図られることが期待される。
- なお、大学等における第三者評価については、国の認証を受けた評価機関が大学等の評価を行う認証評価の仕組みが構築されているが、こうした制度は、小学校等の評価制度を準用している専修学校には導入されていない。

- 実践的な職業教育を行う専修学校としての特色が生かせるような第三者評価の在り方について、各分野における自主的・自立的な第三評価の仕組みの構築も含め、更に検討するとともに、先導的な取組を推進する必要がある。
- 第三者評価の評価項目・指標の設定など具体的な評価の在り方については、後述の評価体制等も含め、自己評価・学校関係者評価や、既に実施されている先進的な第三者評価の取組等との関係を整理しつつ、引き続き検討する。

専修学校における学校評価の進め方のイメージ例



(4) 評価主体・体制等

(ア) 自己評価の実施体制

- 自己評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有し組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、学校評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。

- 目標や計画の達成に向けた方策は、特定の教職員のみが対応するのではなく、全教職員が計画の策定、評価、改善方策の検討等の過程において参画し、自校の課題や特色を共有することが重要である。例えば、学校評価を組織的活動にするため、特に優先すべきテーマ等を設定し、関係する評価項目に係る各種統計、アンケート結果等を活用し、教職員間で、これまでの取組の課題分析や、評価結果をどのように改善につなげるか等について議論する場を設けることなどが考えられる。

(イ) 学校関係者評価の実施体制

- 実践的な職業教育を行う専修学校の学校評価における「学校関係者」の定義を整理することが必要である。現在、学校関係者として参画する者として保護者が最も多いが、関係業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善、学校マネジメント改善等について評価を行う者は、ステークホルダーとしての企業・関係施設や、経済団体・職能団体等を例示し、積極的な活用を促していく。

※ 学校評価ガイドライン（平成 22 年改訂）：保護者、地域住民、学校評議員、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他学校関係者により構成された委員会等が評価。

- 学校関係者評価においては、専門的な見地から、どのような者を評価者として選任するかが重要であり、また、具体的な評価内容の重点化を行い、必要な助言等を得ることが期待される。学校関係者としては、例えば、
 - ・ 学校の専門分野における業界関係者
（就職先企業、施設等の実習先、分野別の業界団体等）
 - ・ 卒業生（同窓会関係者、卒後一定のキャリアを持った人）
 - ・ 保護者
 - ・ 地域住民
 - ・ 中学校、高等学校等の校長、進路指導担当者等
（専修学校との接続がある学校の関係者）
 - ・ 学校運営に関する専門家（学校マネジメント、財務等の専門家）
 - ・ 地域の地方公共団体等の関係者（専修学校主管部局・教育委員会・その他関係部局など）などが考えられる。

* このほか、学校関係者評価の評価者として、当該分野における評価の専門家（第三者評価機関の評価者など）も考えられる。

- 学校評価が適切に行われるよう、専修学校の評価に携わる者が一定の知識等を修得する機会や、学校の担当者をはじめ、学校関係者評価に携わる者の知識の向上等を目的とした研修機会の提供・充実が必要である。

(ウ) 第三者評価の実施体制

- 専修学校における第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務が課されていない。また、専修学校の分野特性や課程等を踏まえた専門的・客観的な第三者評価体制の整備は全国的には十分進んでいない。
- このような状況の中で、実践的な職業教育を行う専修学校の専門的な評価を行う第三者評価の実施体制は、専修学校の特色や実情等を踏まえて整備されることが望まれる。
- 第三者評価の具体的な実施体制については、実施方法等も含め、自己評価等との関係を整理しつつ、引き続き検討する。

(5) 学校評価の評価結果の公表・報告と支援・改善

(ア) 学校評価の結果と改善方策の公表

- 各学校は、自己評価等の結果について、それを踏まえた今後の改善方策、積極的な取組と併せて、刊行物、ホームページ等への掲載などの方法により広く社会に公表する。
さらに、保護者への説明会、関係業界・地域住民等との意見交換の機会などにおいて積極的に説明を行い、今後の取組に向けて、連携・協力の強化や支援が得られるよう工夫する。

(イ) 所轄庁等への報告書等の情報提供

- 評価結果の公表に当たっては、その結果を踏まえた今後の改善方策等につながるよう、専修学校の所轄庁等との連携強化、支援を促すような仕組みの構築が必要である。
- 各専修学校は、自己評価・学校関係者評価の結果、及びそれらを踏まえた今後の改善方策をとりまとめた報告書を所轄庁等に積極的に情報提供することが考えられる。所轄

庁（知事部局・教育委員会）に対する調査によると、各学校からの評価結果の報告書の提出を受けて支援や改善に活用されることが期待される取組として、「各学校の教育の特色や、課題とその改善に向けた取組状況を把握し、専修学校における職業教育の質向上を図るための支援策の検討の参考にする」、「3年（又は1、2年）に一度行う学校の運営状況調査等の改善指導等において参考資料とする」、「学校運営を把握し、関係者を対象にした研修会等で学校運営改善のための指導等において活用する」が順に挙げられた。

- このような結果も踏まえ、専修学校においては、自己評価等に活用した、地域住民・関係業界・生徒・卒業生等に対するアンケート結果や、意見・要望、関連データ等の現状分析結果など具体的な基礎資料を含め、専修学校における施設・整備等の課題や特色に関する報告書を所轄庁等へ情報提供し、所轄庁等との情報と課題の共有・理解が図られることが期待される。
- 所轄庁等では、各学校から提出された評価結果の報告書をもとに、各学校における教育の特色や、課題に向けた取組状況などを把握し、管轄する専修学校における職業教育の質の向上や、学校運営の改善、環境整備への支援等の取組において活用することが期待される。

(6) 実効性の高い学校評価の推進のための国、都道府県等の役割

- 全ての専修学校において、これまで述べてきたような学校評価の実効性を高めるための取組を実現していくためには、国等による積極的な支援が必要不可欠である。所轄庁（知事部局、教育委員会）に対する調査によると、学校評価促進の取組を検討、または予定している割合が約4割以上となっており、必要と考えられる具体的な方策として、「具体的なマニュアルの策定」、「好事例の収集・提供」、「学校評価に関する研修」等が挙げられた。当面、必要と考えられるものとして、次のような取組が挙げられる。

(ア) 学校評価に関わる継続的な人材育成と確保等

- 管理職、学校評価に関わる教職員等を対象とした学校評価の目的や方法、積極的な教育活動等の情報の提供に関する研修等を充実させる。
- 地域や関係業界の特性を踏まえ、複数の学校や専修学校団体・職能団体等が協力して、教職員を相互に学校関係者評価の評価者とするにより、学校間の連携を促進するとともに、専修学校団体・職能団体等において評価者の養成・登録を行うなど、学校評価を行う人材を確保する。

(イ) 学校評価に関する先進的な取組の開発・普及

- 国は、専修学校の自己評価・学校関係者評価・第三者評価について、関係業界、所

轄庁、専修学校団体、関係団体等と、複数の学校等が連携・協力して行う取組を中心とした実効性の高い学校評価に関する好事例を収集し、学校評価の実施に伴う負担を軽減するための手法や学校運営改善モデル等に関する調査研究を重点的に行い、具体的なマニュアルの策定を含め、それらの成果を普及する。

- その際、学校評価に関する指導・助言体制の整備や、地元業界関係者、学識者等を各学校に派遣するアドバイザー制度の体制整備等を含めたモデル構築が期待される。
- 学校評価に係る効率化と負担軽減の取組として、ICTを活用した外部アンケート等の集計や分析業務の効率化を図り、客観的なデータを構造的に整理する等の学校評価に係る負担の軽減を図るための環境整備を推進するためのモデル構築を行う。
- また、専修学校の学校評価の取組状況や好事例等を都道府県（所轄庁等）、専修学校団体・職能団体等に情報提供し、学校評価に取り組む学校に対する支援や、今後の専修学校に対する各種の条件整備において活用されることを促す。

(ウ) 評価者及び教職員の研修等

- 各学校において自己評価や学校関係者評価が適切に行われるためには、評価に携わる者が評価について一定の知識を持つことが不可欠である。このため、前述(ア)のように、評価者とともに、各学校における学校評価の取組の中心となる教職員の研修を充実する必要がある。
- 学校評価を進めるに当たり、専修学校団体や、学校評価に参画する職能団体においては、関係する学校に対して学校評価に携わる教職員の資質を向上するための研修の充実を図るとともに、評価活動に関する指導・助言・情報提供を行うなど、学校評価に向けた環境整備を図ることが望まれる。
- また、各学校単独では、生徒、卒業生、関係業界、保護者以外の評価者の確保が困難な場合も予想される。専修学校団体や職能団体等において複数校が共同で学校関係者評価等に係る研修を実施できる体制の整備を行うことや、所轄庁等とも連携し、学校評価の研修を受けた者を学校関係者評価の評価者リスト等に整備し、地域の複数の学校で共有・活用するなどの工夫が望まれる。

(7) 学校評価を通じた教職員の資質向上

- さらに、各学校においては、専修学校の継続的な質的向上、学校マネジメントの改善を図る観点から、評価結果等を踏まえ、研修の実施等において、次のような教職員等の資質・能力向上を図ることが期待される。
 - ① 理事長等の経営管理能力の向上
実践的職業教育機関として公共性を持たせるため、関係業界、行政、職業の関係団体等が参画する学校運営管理者研修等の継続的な実施を行い、生徒や保護者、社会等の視点

を重視した経営管理能力を向上させる。また、専修学校や卒業生の社会的評価が得られるような学校運営に係る資質向上に努める。

② 学校管理者の管理能力の向上

校長、教頭等の学校管理者に対し、学校評価の結果を踏まえ、社会における専修学校への期待を理解し、どのように学校運営や生徒の教育活動等、専修学校教育の質向上を捉えていくのかといった観点から、学校の理念・目的・教育方針を形にしていくために必要な管理能力等のスキルアップを図るような研修等を行う。その結果、研修等を受講した者が、学校運営において、専門スキルを持ち、統括できる教員を育成することが期待される。

③ 中間管理者(教職員)研修の充実

専修学校の教務の中核的役割を担う学科長等の中間管理職に対し、生徒・学生指導、教務のあり方、資格取得の指導、クラス運営等について、学校評価の相互評価も含めた他の学校の教員との交流等を通して、中間管理者としてのスキルアップを図れるような研修等を行う。その結果、研修等を受講した者が、卓越した実践・実務的な職業教育のスキルを修得した教員を育成することが期待される。

④ 教員

専門分野における最新の知識・技術・技能の修得を重視する専修学校では、職業のキャリアや専門スキルが重視され教職経験がない教員が多い。このため、専門学校卒業後に教員となる者や、関係業界で専門職に従事した後に教員となる者などキャリアが多様であるため、新任教員等に対し、それぞれの履歴を踏まえた研修を企画・実施する必要がある。学校の理念や教育方針等に沿って、教員の指導力や各分野における最新の知識等を修得するために、学校評価等の結果を踏まえ、どのような研修機会等が提供されているかが重要となる。

⑤ 教職員のインターンシップの充実

経済社会が急激に変化する中で、「より最先端、高度なスキル」を提供できる教育環境をつくるため、教職員と関係業界等と交流や、その時代において新たに必要な技能等の修得が図れる機会を設け、学校評価の結果等も踏まえつつ、教職員のインターンシップを充実させる必要がある。

(8) 分野、職域などの特性

- 社会の変化や経済の動向を的確にとらえ、今後の様々な分野における職業人を育成するための教育を行うことが重要である。そのため、学校評価を行う際には、分野や職域の特性を十分に踏まえて実施することが必要である。
- また、一つの学校で多分野にわたり専門的な内容の学科を設置することが多いことから、各学校、課程においては、各分野の特性を踏まえた評価項目・指標等を設定することが期待される。

- また、本会議では、本年3月に実施された実態調査から抽出される、専門学校と関係業界との連携の視点例について、附属資料3として国家資格型とそれ以外の類型を整理したイメージを提示した。今後、分野、職域等の特性を踏まえつつ、評価項目・指標等の設定等において活用されることを期待している。
- 分野等の特性を踏まえた学校評価については、学校評価活動を通じた関係業界等からの意見・要望等を踏まえ、その在り方について適時適切に見直しを図ることが望まれる。
- さらに、平成24年4月の制度導入により設置された通信制・単位制学科については、社会人等の多様なライフスタイルに即した多様な学修機会の提供などが期待されている観点も踏まえ、制度の特性に則して評価を実施することが必要であり、今後、本制度のフォローアップ等も踏まえ、引き続き、その評価の在り方について検討することが必要である。
- このように、分野や職域等の特性を踏まえた評価の在り方などについて、今後更に検討を進め、必要に応じて本ガイドラインに反映していくことが必要である。

3. 積極的な情報提供・情報公開

(1) 専修学校における積極的な情報提供・情報公開

- 前述のとおり、平成19年の学校教育法改正により、専修学校の教育活動等に関する情報の積極的提供が義務化され、また、学校法人については、平成16年の私立学校法の一部改正により、学校法人の公益性を高め、自主的・自立的に管理運営する機能を充実させる観点から財務諸表等の利害関係者への閲覧に関する義務が課されている。
- また、高等専修学校については、高校生等就学支援金制度創設を機に、平成23年3月、文部科学省において「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」が策定、周知がなされた。
- 情報提供・公開については、学校教育法等において次のように規定されている。

(情報公開に関する関連法令)

【学校運営状況の公開】

○ 学校教育法

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校にそれぞれ準用する。[学校教育法第133条、学校教育法施行規則第189条等]

【財務諸表等の公表】

○ 私立学校法

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

→ 準学校法人へ準用[第64条第5項]

- また、大学は、学校教育法第113条により、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するために、その教育研究活動の状況を公表することとされているとともに、大学設置基準第2条により、大学は、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供することとされている。

さらに、社会への責任説明を果たすとともに、教育の質向上の観点から、平成22年の学校教育法施行規則の改正（第172条の2）により、すべての大学が教育研究上の目的、基本組織、教員組織、授業科目・方法、学修成果に係る評価、校地・校舎、授業料等の状況についての情報の公開が義務化された。これらの情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用等により広く周知を図る方法によって行うことが求められている。

※ このほかに、大学における教育情報の公表に関連して、次の規定等が整備されている。

- ・人材養成目的その他の教育研究上の目的の公表（大学設置基準第2条の2）
- ・授業の方法・内容、年間授業計画、成績評価基準、卒業認定基準の学生に対する明示（大学設置基準第25条の2）
- ・国際的な情報発信を進めるためのガイドラインを整備

(2) 課題

- 制度導入後の情報公開の取組状況について、実態調査によると、専修学校の教育活動に関する情報の公表については、高等課程、専門課程とも「学校概要」、「教育目的・目標」、「授業科目・方法及び内容」、「授業料、入学金等」が多く、一方で、「財務状況」、「学校評価の実施状況」については極めて低く、また、学校間で公開される情報のバラツキがあることが指摘されている。
- 一方で、情報公開に取り組んでいる専修学校からの意見には、情報公開により学校の状況について保護者・関係者の理解が深まり、学校の信頼をより高めることができるとともに、社会に対する説明責任を果たす意味でも必要との指摘があった。
- また、専修学校の情報公開に係る制度的な枠組みに基づき、各学校で情報の公表が進められているが、各専修学校の特色を分かりやすく公表し、外部から適切な評価を受けながら、教育水準の向上を図っていこうとする観点がいまだ十分ではない。各学校の教育活動の状況が明らかとなるよう、学校の教育活動の改善において活用されるような仕組みを学校評価も含め、各専修学校の特色を踏まえて整備していくことが求められる。

(3) 積極的な情報提供の必要性和期待される効果

- 専修学校における教育情報を公表する基本的考え方として、次の3つが挙げられる。
 - ① 公的な教育機関として公表が求められる情報
専修学校は、生徒や保護者が、進路選択・決定の上で適切に情報を得られるようにするとともに、学校教育法、私立学校法で定められた目的を実現するための公的な教育機関として、その教育活動や取組について、社会への説明責任を果たすことが求められる。
 - ② 専修学校の質向上の観点から公表が求められる情報

基本的な教育組織等に関する情報のほか、教育活動等の情報の積極的な公表を通じて、専修学校の教育の質向上を図ることが重要である。生徒がどのようなカリキュラムを通じて、知識・技術・技能を修得することができるかなど、具体的な教育活動等の情報をわかりやすく公表し、各専修学校の特色ある教育活動等を積極的に情報発信することが求められる。

③ 社会的評価の確立に資する教育情報の提供

学校評価の結果も含め、専修学校に関する情報がわかりやすく示され、各学校の教育活動の状況や課題など、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、関係業界等との連携・協力による専修学校の教育活動の改善や、専修学校に対する社会全体の信頼を得ていく上で重要である。

- 併せて、専修学校においても、積極的な情報提供は、各学校の教育活動の改善への取組や、特色ある職業教育などを対外的にアピールすることにつながるとともに、抱えている課題を広く示すことにより、関係業界、所轄庁、地域住民、生徒、保護者等の理解や支援を得ることができる機会と捉えて取り組むことが期待される。

(4) 情報提供の在り方

- 提供する情報については、各学校が判断すべきことであるが、各学校において情報提供に取り組むに当たり、学校評価の結果の公表と期待される効果などの関係を踏まえ、可能な限り、整合性を持った情報の提供が期待される。
- 各学校は、学校教育法第43条を踏まえ、様々な特色ある取組など、学校に関する情報について、関係業界、地域住民、保護者、中学校・高等学校関係者、所轄庁などの関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携・協力の推進に資する観点から、日常的・組織的に、学校要覧・パンフレット等刊行物への掲載・配布、保護者会や地域向け説明会などにおける説明などを通じて、積極的な情報提供に取り組むことが必要である。
- 併せて、社会的説明責任を果たす観点からも、公的な教育機関として広く社会一般に向けて提供すべき情報については、インターネットの利用により各学校のホームページに掲載するなど誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。
- また、情報提供に当たっては、関係業界、地域住民、保護者、中学校・高等学校関係者、所轄庁など、想定している対象に必要な情報の内容を精査し、それに応じた情報提供の工夫を行うとともに、様々な媒体を通じ提供する情報が古いものとならないよう、例えばホームページについては定期的に更新するなど、最新の情報の提供に努めていくことが望まれる。
- これらの取組を効果的・効率的に実施するため、各学校は、学校運営に関する情報や

資料を日常的・組織的に収集し、体系的に整理し、学校評価や関係者に対する情報提供等に積極的に活用することが重要である。

- 情報提供等を行うに当たっては、学校運営に関する情報の収集・整理等について、組織としての統一的な方針を示すことや、ICTや情報設備を活用するなど、学校運営の状況に関する情報を活用しやすい校内体制の整備を図っていくことが望ましい。

(5) 留意事項

- 各学校においては、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、適切な情報提供等を進めることが必要である。特定の個人を識別できるデータを第三者に公表・提供する場合には、本人の同意が必要である。
- 情報提供等を行うに当たっては、公正な情報の表示に意を用いることが必要である。例えば、資格試験等の合格率や就職率などについては算定方法の根拠を示すことなども考えられる。
- 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況等についての正確な情報を、適時・適切に提供していくことが特に重要である。

(6) 情報提供等への取組に関するガイドライン

- 高等課程については、私立高等学校等就学支援金制度の対象となり、その活動状況等に関しては、社会全体からより多くの説明責任が求められるようになったことを踏まえ、平成23年3月に先行して附属資料4のとおり情報提供等への取組に関するガイドラインを策定した。その後の取組状況の調査によると、ウェブサイト等を通じて提供される情報として、学校概要、各学科等の教育等の割合が高く、一方で、学校の財務、学校評価についてはウェブサイトや説明会等において情報を提供する割合が低く、学校評価とあわせてガイドラインに基づく取組を促す必要がある。
- 本ガイドラインは、専門課程についても、学校評価等との関係性も踏まえつつ、附属資料5のとおり新たにガイドラインを策定する。

〔専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〕

- 各学校や設置者において、評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを、高等教育機関である専門学校の特色を踏まえ、便宜的に分類した学校運営に関する事業ごとに例示する。
- 各学校においては、P19「専修学校における学校評価の進め方のイメージ例」のように、各学校の教育目標・重点目標や取り組むことが必要な計画を示した上で、目標達成に必要な評価項目・指標等を設定して評価を行うものとする。
- なお、これらはあくまでも例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して取り組むのではなく、各学校の重点目標等を達成するために必要な項目・指標等を設定することが重要である。また、別添3「項目別の自己評価表(例)イメージ」については、1(不適切)～4(適切)の評価のみでなく、課題や今後の改善方策に着目することが重要である。
※ 別添3は、自己評価の際に活用が考えられる項目別評価表(イメージ)、別添5は、評価において確認する際の参考資料等の例示として添付。

教育理念・目的・人材育成像

- ・学校の理念・目的・育成人材像は定められているか
(専門分野の特性が明確になっているか)
- ・学校における職業教育の特色は何か
- ・社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか
- ・学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・学生・関係業界・保護者等に周知がなされているか
- ・各学科の教育目標・育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか 等

学校運営

- ・目的等に沿った運営方針が策定されているか
- ・運営方針に沿った事業計画が策定されているか
- ・運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、また、有効に機能しているか
- ・人事、給与に関する規程等は整備されているか
- ・教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか
- ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか
- ・教育活動等に関する情報公開が適切になされているか
- ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか 等

教育活動

(目標の設定等)

- ・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか
- ・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか

(教育方法・評価等)

- ・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか
- ・キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか
- ・関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
- ・関連分野における実践的な職業教育（産学連携によるインターンシップ、実技・実習等）が体系的に位置づけられているか
- ・授業評価の実施・評価体制はあるか
- ・職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか
- ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか

(資格試験)

- ・資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか

(教職員)

- ・人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか
- ・関連分野における業界等との連携において優れた教員（本務・兼務含む）を確保するなどマネジメントが行われているか
- ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか
- ・職員の能力開発のための研修等が行われているか 等

学修成果

- ・就職率の向上が図られているか
- ・資格取得率の向上が図られているか
- ・退学率の低減が図られているか
- ・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
- ・卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか 等

学生支援

- ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
- ・学生相談に関する体制は整備されているか
- ・学生に対する経済的な支援体制は整備されているか
- ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか
- ・課外活動に対する支援体制は整備されているか
- ・学生の生活環境への支援は行われているか
- ・保護者と適切に連携しているか
- ・卒業生への支援体制はあるか
- ・社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか
- ・高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
- ・関連分野における業界との連携による卒後の再教育プログラム等が行われているか
等

教育環境

- ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか
- ・学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修の場等について十分な教育体制を整備しているか
- ・防災に対する体制は整備されているか
等

学生の受入れ募集

- ・高等学校等接続する機関に対する情報提供等の取組が行われているか
- ・学生募集活動は、適正に行われているか
- ・学生募集活動において、資格取得・就職状況等の情報は正確に伝えられているか
- ・学生納付金は妥当なものとなっているか
等

財務

- ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか
- ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
- ・財務について会計監査が適正に行われているか
- ・財務情報公開の体制整備はできているか
等

法令等の遵守

- ・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
- ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
- ・自己評価の実施と問題点の改善を行っているか
- ・自己評価結果を公開しているか
等

社会貢献・地域貢献

- ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
- ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか
- ・地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか 等

国際交流（必要に応じて）

- ・留学生の受入れ・派遣について戦略を持って行っているか
- ・留学生の受入れ・派遣、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか
- ・留学生の学習・生活指導等について学内に適切な体制が整備されているか
- ・学修成果が国内外で評価される取組を行っているか 等

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン

1. 趣 旨

- 専修学校は、学校教育法に基づき、生徒、保護者、業界関係者など当該専修学校に関する関係者の理解を深め、これらの者と連携・協力するとともに、同法その他関係法令で定められた目的を実現するための公的な教育機関として、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている。
- とりわけ、専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）は、実践的な職業教育・専門技術教育における成果に加え、社会人の継続教育など社会的要請にも積極的に対応し、多様な実践的職業教育の機会を提供するなど、我が国の高等教育機関として重要な役割を果たしている。
このような専門学校の役割に対する社会的な理解・評価を促進し、学習者の適切な学習機会選択に資するためにも、その教育活動等の状況については、広く周知を図ることが重要である。
- 同時に、専門学校は、自治体からの財政援助、税制優遇措置のほか、在籍する学生が日本学生支援機構の奨学金等の支給対象となるなど、大学等と共に並ぶ高等教育機関として、これからの社会を担う人材の育成を託されており、社会に対する説明責任を果たしていくことが求められる。
- その際、学校評価の結果も含め、専門学校に関する情報がわかりやすく示され、各学校の教育活動の状況や課題など、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、関係業界等との連携・協力による専門学校の教育活動の改善や、社会全体の信頼を得ていく上で重要である。
- さらに、専門学校の基本的な教育組織等に関する情報のほか、教育情報の積極的な公表を通じて、専門学校の教育の質の確保・向上を図ることが重要である。
特に、自校の学生が、どのようなカリキュラムを通じて知識・技術・技能を修得することができるか、また、質の高い教育プログラムを提供するため、学校としてどのような工夫・改善に取り組んだか等について、具体的な教育情報を分かりやすく公表し、専門学校の特色ある教育活動を積極的に発信することが求められる。
- 以上を踏まえ、専門学校の学校運営の状況に関する情報の積極的提供等について、各学校における取組の充実を資するよう、次のとおり、その取組の目安となる事項を示す。

2. 情報提供等への取組に当たっての視点(期待される効果等)

- 専門学校が様々な関係者等の理解と協力を得ながら学校運営を進めていく上では、それらの関係者等が、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど学校全体の状況を把握できるようにすることが重要となる。そのためには、各学校の基礎的情報を含めた必要な情報が、当該学校自身から関係者等に分かりやすい形で、自発的・積極的に示されることが必要である。
- 専門学校における積極的な情報提供等は、次に掲げるように、学校にとって多くの利点をもたらすとともに、学校が社会に対する責任を果たしていく上でも不可欠の要素である。専門学校においては、これらの視点を踏まえながら、大学等で課せられた人材養成に関する目的や、成績評価基準等の明示も含め、各学校の実情に応じた取組の充実を図っていくことが求められる。

【取組の視点】

- ① 自校の教育目標や教育活動の計画、実績等について、学生やその保護者に対し、必要な情報を提供して十分な説明を行うことにより、学校の指導方針や課題への対応方針等に関し、教職員・学生間、学校・保護者間の共通理解が深まり、教育活動の活性化や学校運営の円滑化につながる。
- ② 入学希望者やその保護者に対し、進路選択に当たっての有用な情報を提供するとともに、高等学校や高等専修学校の進路指導等における適切な情報の活用を可能とすることにより、一人一人の能力・適性にあった望ましい進路の実現に資する。
- ③ キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、企業等関係者に情報提供することで、相互の対話が促され、学校内外の実習、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながる。
- ④ 専門学校の特色や、取り組みたいと考えている事柄を地域に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に示すことにより、当該専門学校の活動等に対する関係業界、所轄庁、地域住民、学生、保護者等の理解が深まり、学校運営に当たっての支援等も得やすくなる。
- ⑤ 専門学校の活動の状況やその成果・実績について、広く社会に対してアピールを行うことで、専門学校教育の意義・役割等に対する社会の理解が増進される。社会一般に向け、学校運営の状況等に関する情報を公表することで、公的な認可を受けた教育機関として、また、公費助成を受ける教育の実施主体としての説明責任を果たす。
- ⑥ 国際的な教育活動に特色を発揮する専門学校については、当該学校の教育活動、教職員・学生間交流において修得可能な知識・技術・技能などの教育プログラム等に関する情報や、留学生の受入れ・派遣支援に関する情報等を海外に向けて積極的に公表

することで、外国の学校と組織的・継続的な教育連携の促進につながる。

3. 情報提供の内容・方法等

- 情報の積極的提供等に当たっては、学生や保護者、関係業界等が求める情報の内容を十分把握し、求めに応じた情報を適切に示していくことが望まれる。各専門学校においては、以下の項目例や方法等を参考としつつ、対象として想定している者に合わせて情報の内容や提供手段を工夫しながら、わかりやすく、効果的な情報提供を進めていくことが必要である。

(1) 提供する情報の項目例

- 提供が考えられる情報の項目例としては、一般に、以下のようなものが考えられる。これら項目以外の情報も含め、各学校がアピールポイントとしている事項等については、積極的に公表・発信していくことが期待されるとともに、学校が抱える課題・問題等に関する事項についても、適切な情報提供を行っていくことが、関係業界、所轄庁、学生、保護者、地域社会との信頼関係を強めることにつながる。

① 学校の概要、目標及び計画

- 学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針、特色
- 校長名、所在地、連絡先等
- 学校の沿革、歴史
- その他の諸活動に関する計画

【例】学校安全（防災等）・保健対策 等

② 各学科（コース）等の教育

※学科（コース）ごとに、教育上の基本組織、入学者、卒業・成績評価の基準等を明示

- 入学者に関する受入れ方針及び入学者数、収容定員、在学学生数

※社会人入学、編入学を実施している場合には、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意。

※社会人の継続教育（在職者訓練、離職者訓練等の公共職業訓練、企業からの受託など）を実施している場合には、当該プログラムの概要、受入れ数等を明らかにすることに留意。

- カリキュラム（科目配当表（科目編成・授業時数）、時間割、使用する教材など授業方法及び内容、年間の授業計画）

※教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

- 進級・卒業の要件等（成績評価基準、卒業・修了の認定基準等）

※必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要授業時数・必要単位数を明らかにし、取得可能な称号（学科ご

とに付記する分野の名称とあわせて示す。)、履修証明、単位認定等に関する情報を明らかにすることに留意すること。

- 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等
- 資格取得、検定試験合格等の実績
- 卒業者数、卒業後の進路（進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先）

③ 教職員

- 教職員数（職名別）
- 教職員の組織、教員の専門性

【例】・各教員の担当科目・担当学年、校務分掌組織等、教職員の研修・研究活動
・教員が当該教育を担当するにあたっての専門性に関する情報（職務上の実績等）等

※ 効果的な教育を行うため、学校内外の関係機関との組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

※ 教員の数については、学校基本調査における学校の回答に準じて公表することが考えられる。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職名別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意。

※ 教員の業績については、当該学校の特色を踏まえた教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意。

④ キャリア教育・実践的職業教育

- キャリア教育への取組状況
- 実習・実技等の取組状況
- 就職支援等への取組支援

【例】・企業等との連携による具体的な取組（インターンシップ、企業提案型授業、学内外における実習・実技等）

・企業・施設、業界団体等との連携によるカリキュラムの改善 等

※インターンシップ等については、授業（科目、時間数・単位数）における位置づけ、単位化等を明らかにすることに留意。

⑤ 様々な教育活動・教育環境

- 学校行事への取組状況
- 課外活動（部活動、サークル活動、ボランティア活動等）

⑥ 学生の生活支援

- 学生支援への取組状況

【例】・学生支援の組織、生活上の諸問題（中途退学、心身の健康）の状況及びそれに

対する学校の対処や指導の状況
・留学生支援や障がい者支援も含め学校が取り組む様々な学生支援 等

⑦ 学生納付金・就学支援

●学生納付金の取扱い（金額、納入時期等）

●活用できる経済的支援措置の内容等（奨学金、授業料減免等の案内等）

※授業料のほか、入学科・実習費・施設費、教材購入費、寮等の宿舎に関する費用など学生が負担する費目・金額に関することをできるだけ明らかにすることに留意。

⑧ 学校の財務

【例】・事業報告書、貸借対照表、収支計算書、監査報告書 等

⑨ 学校評価

●自己評価・学校関係者評価の結果

●評価結果を踏まえた改善方策

⑩ 国際連携の状況

※国際交流を行っている場合

●留学生の受入れ・派遣状況

【例】・入学手続に関する項目：入学要件及び卒業資格要件、渡日前入学や独自の現地入試、日本留学試験の利用状況等

・入学後の生活に関する項目：宿舎、日本語指導、カウンセリング、経済的支援等

・卒業後の進路に関する項目：就職・進学等の状況、海外におけるインターンシップを含む企業との連携状況、卒業後のネットワーク形成状況等

●外国の学校等との交流状況

【例】教員・学生間交流や単位互換等に関する実績 等

⑪ その他

●学則

●学校運営の状況に関するその他の情報

【例】厚生施設の案内 等

(2) 情報提供の方法等

○ 入学希望者・学生、保護者、関係業界、地域等の関係者に向けた情報の積極的提供は、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、高等学校・高等専修学校、関係業界向け説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて、日常的に行う必要がある。

○ 広く社会一般に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

○ 情報提供等を行うに当たっては、学校運営に関する情報の収集・整理等について、組織としての統一的な方針を示すことや、ICTや情報設備を活用するなど、学校運営の状況に関する情報を活用しやすい校内体制の整備を図っていくことが望ましい。

また、様々な媒体を通じ提供する情報が古いものとならないよう、例えばホームページについては定期的に更新するなど、最新の情報の提供に努めていくことが望まれる。

(3) 留意事項

○ 各学校においては、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、適切な情報提供等を進めること。特定の個人を識別できるデータを第三者に公表・提供する場合には、本人の同意が必要であること。

○ 情報提供等を行うに当たっては、公正な情報の表示に意を用いること。例えば、資格試験等の合格率や就職率などについては算定方法の根拠を示すことなども考えられること。

○ 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって当該専門学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況等についての正確な情報を、適時・適切に提供していくことが特に重要であること。

平成25年度 文部科学省
成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業

目標・事業計画策定から情報公開までの項目整理
— PDCAサイクルを意識した学校運営 —

平成26年3月
「観光分野における教育認証のための情報公開ガイドライン開発と横断的教育教材の開発」
(代表校:学校法人浦山学園)

連絡先: 〒939-0341 富山県射水市三ヶ 576
学校法人浦山学園 富山情報ビジネス専門学校
電話:0766-55-1420

*本書の内容を無断で転記、記載することは禁じます。